

インドにおける輸入代替工業化政策と 工業技術発展

——最近における経済自由化政策の背景——

西 口 章 雄

目 次

はじめに

第Ⅰ章 輸入代替工業化と生産構造

1. 輸入代替工業化と貿易政策

- a) 輸出入実効レートの動向
- b) 独立後の貿易政策

2. 高費用生産構造の形成

第Ⅱ章 外資政策と現地技術開発

1. 外資提携選別政策の展開

- a) 前提——外資提携と工業化過程の諸問題
- b) 外資提携選別強化と関連・下請工業の育成

2. 技術発展の現状

- a) 輸入技術要素と現地的適応の現状
- b) インドの技術輸出と近代工業技術習熟の現段階
- c) 産業・技術政策の評価

むすび——経済自由化政策への転換と諸問題

はじめに

1970年代においてインド経済にみられる新しい潮流は、中東産油国、アフリカ、南・東南アジアの発展途上諸国へのインド企業による工業技術輸出の活発化である。独立後インド政府が一貫して推進してきた輸入代替工

業化政策が、このような輸出にまで至った工業技術の開発にどのようなかわりを持つてきたか。輸入技術への適応の状況と技術発展の現状、輸出技術の性格はどうか。本稿ではこれらの問題への接近を試みる。同時に輸入代替工業化政策に集約される産業・貿易・外資政策が、重化学工業化過程においてどのような産業・生産構造を形成していったかについて考察する。以上の考察を前提として、インドの産業・技術政策の評価をなし、最近における経済自由化政策の背景と諸問題について論及する。

第Ⅰ章 輸入代替工業化と生産構造

1. 輸入代替工業化と貿易政策

a) 輸出入実効レートの動向

貿易政策のあり方は産業政策（経済開発政策）の方位によって基本的に規定される。独立後インド政府が一貫して採り続けてきた経済開発政策は輸入代替工業化政策であり、それは近代的重化学工業における特定の基軸的諸産業を経済成長の戦略部門として設定し、経済計画によって主導され国内市場向けに方位づけられたこれら産業の前方・後方連関的發展を通じて、経済成長・工業化を達成しようとするものである。この政策のもとで工業製品輸出は国内市場向け工業化の發展の結果であり、その補足手段として位置づけられてきた。この政策の対極にあるのが、とりわけ韓国、台湾、香港、シンガポールによって代表されるアジア NICs（新興工業諸国）によって採用されてきた輸出指向工業化政策である。それは、特定の輸出向け工業製品の生産諸部門を経済成長の戦略部門として設定し、これら工業製品の輸出拡大を挺として国内の経済成長・工業化を達成しようとするものである（工業製品輸出が工業化政策の主軸）。

インドにおける輸入代替工業化政策に集約される輸入政策は、必要不可

欠で国内で得られない品目に限って輸入を認め (the principle of 'essentiality' and 'indigenous non-availability'), ごく最近まで「制限リスト」(banned list) あるいは「ライセンス制限リスト」(restricted list) に含まれない品目の輸入は禁止されてきた ('nil' policy)。加えて機械, 自動車用部品, 医薬品, 化学製品, 非電気器具, 特定タイプのプラスチック原料, 電線などの主要輸入代替品目は, 高率の関税が賦課されて輸入が極度に制限された。このような貿易政策のもとで, いかに国内市場向け工業化が促進されてきたかについて, 輸出入品の購買力平價—実効為替相場 (purchasing power parity-effective rate of exchange; 以下, PPP-ERE と略称) の動向から伺うことができる。

ここで「輸出品の PPP-ERE」とは, 例えば J 商品の輸出によって得られる外貨—単位当りルピー量で測られる。f. o. b. (甲板渡し) 輸出価格 100 ドル (1963~65 年のルピーの対ドル公定為替相場は \$1=Rs. 4.75 である) の J 商品輸出業者が, その輸出の見返りとして 775 ルピーを国内で得られるとすれば, J 商品の輸出 PPP-ERE は 7.75 ルピーである。J 商品の輸出に対して様々な輸出インセンティブ (現金補助, 輸入関税の払い戻し, 輸入補充ライセンスのプレミアム〈後出, 脚注. 4, 参照〉など) が与えられているので, その分だけ実効レートは公定レートより高くなる。ついで「輸入品の PPP-ERE」とは, 例えば J 商品の輸入に対して支払われる外貨—単位当りルピー量で測られる。c. i. f. (運賃・保険料込み) 輸入価格 100 ドルの J 商品輸入業者が, その見返りとして 950 ルピーを支払うとすれば, J 商品の輸入実効レートは 9.5 ルピーである。輸入実効レートが公定レート (4.75ルピー) よりも高くなるのは, 輸入関税が賦課されるからである。このように輸入実効レートが輸出のそれを上回る度合いが高ければそれだけ, J 商品は輸出よりはむしろ国内市場向けに生産されることになる。J 商品の輸出入実効レートは次の算式で計算できる。 $PPP-ERE=R(1+S_j)I_{wj}/I_{ij}$ 。R=ルピーの公定レート, S_j =輸出補助率 (あるいは輸入関税率), $I_{wj}=j$ 商品の国際価格指数, $I_{ij}=j$ 商品のインドにおける価格指数)。

表 1 a, b によれば, 独立後一貫して輸入実効レートは, 輸出のそれを上回っていた (輸入実効レートは, 輸入代替品の価格が輸入数量規制あるいは民間企業に対する産業認可交付による生産数量規制・割当てによって, 実際には関税額を

上乗せした c. i. f. 輸入価格よりも高くなるので、過小に評価されている)。PPP-ERE は、1950年代以降増大傾向にある。それは、1966年のルピー平価切り

表1a 購買力平価-輸出入実効為替相場 (PPP-ERE) (1950~71年)
(米ドル当りルピー; 1963年価格)

年 度	輸 入	輸 出	輸入/輸出
1950	5.25	4.14	1.27
1955	7.30	5.74	1.27
1960	5.67	4.86	1.17
1961	5.83	4.84	1.20
1962	5.97	5.04	1.18
1963	6.06	4.93	1.23
1964	5.66	4.71	1.20
1965	5.73	4.79	1.20
1966	7.31	5.68	1.29
1967	6.23	4.86	1.28
1968	6.32	5.20	1.22
1969	6.50	5.31	1.22
1970	6.65	5.38	1.24
1971	6.88	5.37	1.28

(資料) M. Wolf, *India's Export*, 1982, p. 61.

表1b 購買力平価-輸出入実効為替相場 (PPP-ERE) (1971-72~1979-80)
(米ドル当りルピー; 1971-72年価格)

年 度	輸 入 (1)	輸 出 (2)	工業製品輸出 (3)	$\frac{(1)}{(2)}$	$\frac{(1)}{(3)}$
1971/72	10.25	7.66	7.89	1.34	1.30
1972/73	11.39	8.08	8.26	1.41	1.38
1973/74	10.51	8.20	8.82	1.28	1.19
1974/75	10.09	8.13	8.98	1.24	1.12
1975/76	12.13	10.08	10.83	1.20	1.12
1976/77	13.00	10.69	11.38	1.22	1.14
1977/78	13.01	10.77	12.13	1.21	1.07
1978/79	15.18	12.44	13.86	1.22	1.10
1979/80	14.41	11.89	12.90	1.21	1.12

(資料) M. Wolf, *Ibid.*, p. 62.

下げ (57.5%) のため同年以前よりも高まり、1970年代になって更にそれが高まっているのは、ルビーの英ポンドへのリンク (1972年6月) 後、ルビーの対米ドル相場の漸進的な下落 (1976年まで) による。このように輸出品の国内代替製品を生産する誘因が増大していく。1970年代後半になって輸出入品の実効レートが接近し工業製品 (とりわけ化学製品と機械・運輸設備) 輸出の魅力が強まったが、表2にみられるように一般的にみて輸出製品の生産よりは輸入代替製品の生産への誘因が依然として強かった。

表2 輸出インセンティブと輸出入税 (1973-74~1979-80年) (%)

	1973/74	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78	1978/79	1979/80
1. 輸 出 税	-3.4	-2.7	-2.1	-2.5	-4.2	-2.5	-2.0
2. 総輸出インセンティブ	6.0	5.3	6.6	8.4	9.6	10.8	n. a.
3. 純輸出インセンティブ	2.6	2.6	4.6	5.9	5.4	8.4	n. a.
4. 輸 入 税	31.5	27.3	25.8	28.7	27.3	32.3	31.3

(注) 輸出・入税は総輸出・入額に対する比率。輸出インセンティブ (外国貿易・輸出促進費+関税払い戻し額+REPのプレミアム) は総輸出額に対する比率。輸出税は負のインセンティブ。

(資料) M. Wolf, *Ibid.*, p. 100.

b) 独立後の貿易政策

本節 a) では、独立後インドの工業化政策が徹底して国内市場向けに方位づけられてきたことについてみてきた。ここでは独立後における貿易政策の展開過程について概観する。

D. ナーヤル (D. Nayyar) は、1950年代における貿易政策の特徴について、次のように要約している。「朝鮮動乱ブーム直後、外貨準備の比較

1 M. Wolf, *India's Exports*, A World Bank Publications, 1982, pp. 102-4, 参照。ルビーの対米ドル・SDR パスケット為替相場の動向については, Deepak Nayyar, *India's Balance of Payments*, *Economic and Political Weekly* (以下 EPW と略称), Vol XVII, No. 14・15・16, Annual Number, Apr. 1982, pp. 649-51, 参照。

的良好なポジションを与えられて、第1次5カ年計画（1951—56年）は輸出に対して大いに無関心であった。しかし第2次5カ年計画（1956—61年）はそれ以上の状態であった。輸出所得における相当な増大は不可能であると想定された。このような輸出ペシミズムの自然的帰結は、長期的には工業化が効果的に機能する国際収支と両立できる（もし工業化が輸入を最小限度にする計画にもつづく場合にのみ）という確信であった。このようにして輸入代替が50年代後半における開発戦略の要石となった。結果として輸出は政府によって無視された。実際この時期を通じてなんらかの国内・貿易政策は、結局輸出を不利化する積極的な差別となった²。このような国内市場向け工業化への傾斜と輸出軽視政策の理由は、つまるところ「重工業における投資促進の計画戦略が、長期的にはかかる産業からの産出高によって輸入を代替し、外貨の節約をもたらすであろうと主張され、その過程はまた外部世界への国の依存を減少させる将来の潜在力を含むので望ましいものと考えられた³」からに他ならない。

ところが第2次計画期における急速な重化学工業化が惹き起した国際収支の悪化によって、第3次計画期（1961—66年）になって様々な輸出促進政策が採られるようになった。たとえば①輸出補助金交付、②輸入関税払い戻し、③輸入授権制度。

輸入授権制度のもとで輸出品の生産に必要な外国製原料・部品の補充輸入について、輸出を行なった登録輸出業者に対して輸入授権ライセンスが自動的に交付される。この制度は1966年に輸入補充制度（import replenishment system）と改名された。輸入補充率は各輸出品目毎に定められている。輸入補充ライセンス（以下、REPと略称）の受給資格を持つ登録輸出業者は、それ（REP）によって一般的に「制限リスト」に含まれる品目のみを輸入できる⁴。「ライセンス制限リスト」品目の

2 Deepak Nayyar, *Ibid.*, p. 658.

3 Sunanda Sen, *From Import Substitution to Export Promotion, EPW, Ibid.*, p. 629.

4 REPは額面金額を上回るプレミアム付きで譲渡できる。ICICI（インド産業信用投資公社）のサンプル調査によれば、1972—73年における平均プレミアムは額面

輸入については、実使用者（輸出実績のない製造業者〈Actual Users〉；以下、AUと略称）、公認輸入業者と同様に輸入申請をなし、当該輸入関連の各種推薦・保証機関による検討を経て輸入認可当局から当該ライセンスを入手する仕組となっている。大部分の輸入ライセンスは輸出入統制局（The chief controller of Imports and Exports）によって交付されるが、これらライセンスの種類には上記の REP の他に、AU ライセンス、公認輸入業者用ライセンス、国営貿易公社その他の特殊公社が輸入する品目（canalised items；バルクで輸入される特殊な産業用原材料、鉄鋼、化学肥料、原綿、繊維、特定タイプの薬品、その他の化学製品、粉ミルクなど）をカバーする特別ライセンス、資本財・重電機プラント用ライセンス（特定タイプの機械は DGTD の検討・推薦を経て、開発局〈The Development officer〉や商工業省の工具・開発部〈Tools, Development Wing〉などの特別の輸入認可交付当局によって交付される）などがある。

ごく最近まで輸入は、このような複雑な行政的仕組みのもとで、上記の原則によって厳しく制限・禁止されてきた。なお特定の輸出実績を持つ「輸出商会」は、輸出促進政策と絡んで「ライセンス制限」品目の輸入に関して特別の恩典を受けてきた。

1966年にルピー公定相場が 57.5% と大幅に切り下げられ、同時に多数の輸出品に対する輸出補助金が撤廃され、多数の輸入品の関税率が大幅に引き下げられた。その目的は、輸出の促進と様々な貿易対象品目間における実効レートの相違（実質的な複数為替相場制）を合理化・一元化することであった。しかしこのルピー切り下げと関税率の引き下げは、輸出品の ERE の 27%、輸入品のその 41.3% の切り下げを結果し、「関税率の引き下げは、ルピー平価切り下げから生ずる輸入品に対する（輸入代替品の――

面金額の 40% であった。1974—75年——27%。プレミアムの額は、景気の動向、外貨事情、REP によって輸入できる特定品目の価格などに依存し、極めて不安定である。M. Wolf, *op. cit.*, p. 87, 参照。

- 5 たとえば The Coal Commissioner, The Central Silk Board, The Textile Commission など。これら特別委員会・ボードによってカバーされていない全指定産業関連輸入については、Directorate General of Technical Development (DGTD, 技術開発指導局) の推薦が必要である。インドの輸入制度については、伊藤正二「LDCs の横顔——その知られざる貿易政策—— No. 15」『貿易と関税』1984年9月、37ページ；V. R. Panchamukhi, *Trade Policies of India, A Quantitative Analysis*, Concept Publishing Company, 1978, pp. 33-40, 参照。

引用者) 特別の保護を相殺するのに十分大きくはなかった⁶とされている。こうして1966年末に先立ってほとんどの輸出補助金が復活した。

ここで60年代の貿易政策の特徴について次のように要約しておこう。産業政策は輸入代替工業化政策を基本とし、輸出促進はこの基本政策に対応する補足手段として位置付けられる。例えば1969—70年の貿易政策は、「輸入あるいは現地の原料、およびその他の重要投入財の適切な供給によって輸出向けに遊休生産能力を利用⁷することがその目的であるとされた。つまり輸出は輸入代替工業に生じた遊休生産能力を活用するための一便法であって、それ自体が工業化の推進基軸とはされていない。輸入政策は、必要にもとづいて、優先産業に従事するAUと小規模工業とに対して輸入認可を交付することに重点が置かれ、国営貿易公社が重要原材料輸入とAUへの配給において主要な役割を演じた⁸。

70年代前半の貿易政策は、60年代のその基本的枠組みを継承した。*Economic Survey* (1970—71年)によれば、「輸入代替を促進する目的で多数の財貨の輸入が、1970—71年を通じて制費あるいはライセンス制限ベースで認可」され、別に一層高率の輸入関税が資本財、原材料・部品に賦課された。国営部門の役割は、製造業者用のバルクな工業用原料の輸入に重点を置いて、一層拡大されたとされている⁹。表3によれば、国営部門が占める輸入ライセンスの比重は、1970—71年の27.2%から74—75年に35.5%へと増大している（小規模工業とDGTD所轄ユニットの比重低下は、国営部門を通じて必要額が満たされた結果である）。若干ではあるが公認輸入業者用ライセンスの比重低下とAUライセンスの比重増大は、前者に対する多数品目の輸入割当ての減少、および輸入ライセンスの付与と輸入投入財の

6 V. N. Balasubramanyam, *The Economy of India*, Weidenfeld and Nicolson, 1984, pp. 192-93.

7 Govt. of India, *Economic Survey*, 1969-70, p. 51.

8 *Ibid.*, 1968-69, pp. 35-6.

9 *Ibid.*, 1970-71, pp. 59-60.

引用者) 特別の保護を相殺するのに十分大きくはなかった⁶」とされている。こうして1966年末に先立ってほとんどの輸出補助金が復活した。

ここで60年代の貿易政策の特徴について次のように要約しておこう。産業政策は輸入代替工業化政策を基本とし、輸出促進はこの基本政策に対応する補足手段として位置付けられる。例えば1969—70年の貿易政策は、「輸入あるいは現地の原料、およびその他の重要投入財の適切な供給によって輸出向けに遊休生産能力を利用⁷」することがその目的であるとされた。つまり輸出は輸入代替工業に生じた遊休生産能力を活用するための一便法であって、それ自体が工業化の推進基軸とはされていない。輸入政策は、必要にもとづいて、優先産業に従事するAUと小規模工業とに対して輸入認可を交付することに重点が置かれ、国営貿易公社が重要原材料輸入とAUへの配給において主要な役割を演じた⁸。

70年代前半の貿易政策は、60年代のその基本的枠組みを継承した。*Economic Survey* (1970—71年)によれば、「輸入代替を促進する目的で多数の財貨の輸入が、1970—71年を通じて制限あるいはライセンス制限ペースで認可」され、別に一層高率の輸入関税が資本財、原材料・部品に賦課された。国営部門の役割は、製造業者用のバルクな工業用原料の輸入に重点を置いて、一層拡大されたとされている⁹。表3によれば、国営部門が占める輸入ライセンスの比重は、1970—71年の27.2%から74—75年に35.5%へと増大している（小規模工業とDGTD所轄ユニットの比重低下は、国営部門を通じて必要額が満たされた結果である）。若干ではあるが公認輸入業者用ライセンスの比重低下とAUライセンスの比重増大は、前者に対する多数品目の輸入割当ての減少、および輸入ライセンスの付与と輸入投入財の

6 V. N. Balasubramanyam, *The Economy of India*, Weidenfeld and Nicolson, 1984, pp. 192-93.

7 Govt. of India, *Economic Survey*, 1969-70, p. 51.

8 *Ibid.*, 1968-69, pp. 35-6.

9 *Ibid.*, 1970-71, pp. 59-60.

表3 輸入ライセンスの種類別動向 (単位:1000万ルピー)

輸入ライセンスの種類	1970-71	1972-73	1974-75
1. 公認輸入業者	41.8 (2.6)	55.3 (3.0)	42.3 (1.6)
2. 実利用者	311.9 (19.1)	376.0 (20.3)	720.0 (27.3)
3. DGTD所轄ユニット	385.0 (23.6)	171.2 (9.2)	253.1 (9.6)
4. 小規模工業	83.3 (5.1)	86.4 (4.7)	58.8 (2.2)
5. 登録輸出業者	94.7 (5.8)	136.0 (7.3)	166.4 (6.3)
6. 資本財, 重電機プラント	127.1 (7.8)	268.0 (14.4)	269.3 (10.2)
7. 税関手続き許可証	32.9 (2.0)	58.1 (3.1)	98.1 (3.7)
8. 特別ライセンス	31.9 (1.2)
9. 国営貿易公社	444.6 (27.2)	620.9 (33.5)	935.6 (35.5)
10. その他	112.7 (6.9)	83.8 (4.5)	50.5 (1.9)
合計	1633.9(100.0)	1855.7(100.0)	2636.0(100.0)

(資料) *Economic Survey*, 1973-74, p. 42, 1975-76, p. 44。

生産的利用との間のリンクを強化しようとする輸入政策の指向を反映して¹⁰いる。登録輸出業者用ライセンスの比重増大は、1972—73年の貿易政策において、国内製投入財の高費用あるいは低品質が当該輸出業者の製品を海外で非競争的にする場合、それらに対してすでに指定された割当て額以上に REP を求めることが認められた結果である¹¹。

1970年代後半以降において産業政策の重点が、輸出を推進力として生産効率の高い大規模な輸入代替工業化を促進する方向に転換していく(輸出輸入 ERE ギャップの縮小傾向に反映)。このような経済成長と国内産業の効率化・大規模化の推進力として輸出を第一義的に位置付ける方向への産業政策の転換を反映して、貿易政策は次のような方向で編成された。

①輸入の自由化——OGL(ライセンス自由化品目)の拡大。ただし1976—77年の貿易政策以降における OGL 品目の大幅な拡大の主要な推進力は、「輸出向け生産基盤を拡大することによって一層急速な経済成長を達成す

10 *Ibid.*, 1968-69, p. 36.

11 *Ibid.*, 1972-73, p. 77.

る¹²」ことにあり、この観点から「いくらかの競争的な（国内市場における—引用者）資本財の輸入自由化を除いて、必要不可欠な非競争的投入財の供給状態を緩和すること¹³」が不可避となった。したがってこの措置は、「同時に輸出に対するインセンティブを与えながら、国内生産と効率を増大するために目論まれた選択的自由化¹⁴」であって、従来の輸入原則（the principle of 'essentiality' and 'indigenous non-availability'）からの背離を意味しない。後になって多数の品目が、国内的に入手可能なことを理由に OGL 品目から除外され、あるいは「制限リスト」に含まれている。

②輸出および輸出産業重視政策。従来の輸入代替工業化政策に沿って設定された「優先部門」と「非優先部門」との産業分類に替えて、「国民経済と輸出向け生産にとってその産業が有する重要性」を考慮して「選定産業」(select Industries) という新しい産業的範疇を設定。「選定産業」の直接的必要を満たす原料・部品輸入に対する輸入ライセンス交付に関して、自動承認制が導入された。例えば1982—83年の貿易政策において、選定品目の生産高の少なくとも50%を輸出した AU は、自動承認ライセンス額の50%まで、関連推薦機関を通じることなく追加的輸入ライセンスを得ることができる。加えて登録輸出業者を含め輸出企業に対して、現金補償融資、REP の交付（補充率とショッピング・リストの拡大、製造業-輸出商会对する特定限度内での機械輸入の自由化などを伴って）、輸入関税払い戻し（輸入事前承認を得ている特定品目に関して関税免除制度の導入）、国際価格での重要投入財の供給、優遇レートでの信用供与など従来の輸出促進政策が強化・継続された。なお「100%輸出指向ユニット計画」のもとで設立された企業は、必要原料と資本財のすべてを OGL のもとで輸入できる。

③輸出向け生産の自由化。輸出向け生産を産業認可ならびに独占およ

12 *Ibid.*, 1976-77, p. 42.

13 M. Wolf, *op. cit.*, p. 116.

14 *Economic Survey*, 1979-80, p. 61.

び制限的商慣行規制法 (Monopolies and Restrictive Trade Practices Act; 以下, MRTPA と略称) の規制外とする。加えて輸出生産のための技術を近代化する目的で、技術輸入申請が一層自由化される。

以下の諸節では、1970年代後半（とりわけ70年代末）以降における経済政策の転換（経済自由化政策）の背景と諸問題について検討する。

2. 高費用生産構造の形成

以上でみたように、独立以降70年代の中葉に至るまでインド政府が一貫して追求してきた輸入代替工業化政策は、国内工業の手厚い保護のもとで推進されてきた。この保護の程度を示す一つの指標として実効保護率 (effective rate of protection; 以下, ERP と略称) がある。

ERP は、「国内価格で測られた付加価値 (VAi) (製品の最終価値) - 物的投入財の購入価値 = 労働・資本報酬」と「国際価格で測られた付加価値 (VAf —— ルピー対ドル公定相場に換算)」との差の後者に対する百分比で示される。

$$ERP = (VA_i - VA_f) / VA_f \times 100$$

VAi は、関税のみならず輸入割当て、競争を制限する産業認可規制のような政策的措置によっても VAf 以上に引き上げられる。ERP の計算には、すべてこのような要因が考慮されている (VAi を引き下げる輸入投入財に対する関税もまたここでは考慮されている)。

J. N. バグワティールと T. N. シュリーニヴァーサン (T. N. Bhagwati, T. N. Srinivasan) の推計によると、1968—69年時点におけるインドの工業製品の ERP は、倍率で示すと石油製品の 5.4 倍、肥料では 4.6 倍、絹織物では 7.8 倍から、鉄鋼では 1.5 倍、電気設備では 1.2 倍と様々である

15 MRTPA (1970年6月実施) の第3章 (経済力の集積) A部では、大財閥系列諸企業と単一の「大産業企業体」(2億ルピー以上の資産規模を持つ事業集団と「大産業企業体」)、ならびに「支配的企業」(それ自体で、あるいは同系列企業とともに、インドで生産・分配されている商品の4分の1以上を支配しているその資産規模1000万ルピー以上の「産業企業体」をいう) による「大規模な拡大」と新企業の設立は、中央政府の事前の審議・承認が必要とされている。輸出向け生産は、「産業企業体」の認可生産能力以外とされ、したがって MRTPA で「支配的企業」を決定する場合の計算から除外される。

¹⁶が、一般的に ERP は輸入代替産業において相対的に高い。¹⁷工業製品の品目別にみられる著しい ERP の相違は、産業認可制度下における民間諸企業の生産・投資規制（価格メカニズムを通じた産業部門間資本と労働の移動制限）によって固定される傾向にあり、その結果として価格体系の歪みと非効率な資源配分をもたらす。

このような事情のもとで多数の非効率な産業部門・企業の存在が、国内資源コスト（domestic resource costs; 以下、DRC と略称）指標によっても明らかになっている。

ここで国内資源コスト指標（DRC_i）とは、外貨一単位を取得（輸出の場合）または節約（輸入代替の場合）するために、ある産業によって支出された国内資源価値（労働・資本報酬と投入財の価値〈輸入投入財を除く〉を含む）をいう。

$$DRC_i = DRC_j / IP_j$$

DRC_j は J 商品の DRC, IP_j は J 商品の国際価格（輸入の場合には c. i. f. 輸入価格, 輸出は f. o. b. 価格。国際価格で測られた輸入投入財を除く）を指す。IP_j はルピーの対ドル公定為替相場に換算される。つまり DRC_i は外国為替の国内資源コストであり、公定為替相場の割合として示される。

上記バグワティとシュリーニヴァーサンの推計によると、工業製品の DRC_i は品目別に著しい差がみられる。1968—69年において、ルピーの対ドル公定相場7.50ルピーに対して、サンプル工業製品77品目のうち40ルピーを上回る品目は、グル・カンドサーリー（粗糖・半製精糖）の259ルピーを筆頭に絹織物—66ルピー、石油製品—48ルピー、肥料—42ルピーなど7品目を数え、58品目が10ルピーを上回った（そのうち14品目が20ルピー以上）。¹⁸このような品目別 DRC_i にみられる著しい相違は、高率関税によるインド産業保護と産業部門間における資本と労働の移動制限とによつ

16 J. N. Bhagwati and T. N. Srinivasan, *Foreign Trade Regimes & Economic Development: India*, National Bureau of Economic Research, New York, 1975, pp. 180-81.

17 V. R. Panchamukhi, *op. cit.*, p. 186.

18 J. N. Bhagwati and T. N. Srinivasan, *op. cit.*, pp. 180-81.

て、極めて非効率な国内資源配分がなされていることを示している。

このように独立後インドの輸入代替工業化政策は、資本財産業の多様な発展と産業構造の高度化を促してきたが、非効率・高費用な生産構造をそこにビルトインしていった。この面に立入った考察をなす場合、先ずその一つの主要な原因として次にみる「産業的細分性」が挙げられる。インドの機械工業における特徴の一つは、国際水準と比較して、規模の非経済性（「産業的細分性」）である。例えば「トラクターの場合、1972—73年における3万2000台の総生産高は、7社の間に割当てられた。これに対してこの生産の水準は、世界の大製造業者のどれ一つを取っても極度に小規模であろう。商用用車の場合、8万1000台の総生産高を持つ10社が存在するが、世界では12社がそれぞれ年間10万台以上を生産した。鍛造に関する世界銀行報告はその産業について同じ点を指摘した。鍛造部門において政府の政策は（同部門への民間企業の——引用者）過度な参入を促し、低い技術を持つ多数の小企業が深刻な過剰生産能力に悩んだ。織物機械工業では約12の主要製造業者が存在するが、全インドの生産高は最大のヨーロッパ諸企業のそれよりも少ない¹⁹」と言われている。

インドの機械工業における「産業的細分性」は、近代工業製品市場の狭溢性と絡み合いながら、経済計画によって設定された生産目標の大枠内でできる限り多数の企業に対する産業認可の交付（「支配的」企業、大財閥、外資系企業の成長抑制と関連して）によって促進されてきた。かかる細分性は、資本／産出高比率の増大（投資効率の悪化——表4、参照）を通じて、インド諸企業の資本蓄積条件の悪化へと導く²⁰。資本蓄積条件の悪化は、産業認可

19 M. Wolf, *op. cit.*, pp. 65-66.

20 たとえば資本財産業の諸部門（非電気機械、電気機械、運輸設備）における付加価値／総生産額比率は、1973—74～1978—79年間に負の年平均成長率を示している。これは明らかに投資効率の悪化によって生産費が利潤部分に食い込んでいっていることを意味する。U. N., *Technology issues in the capital goods sector: A case study of leading machinery producers in India*, UNCTAD/TT/ ↗

表4 資本/産出高比率

期 間	資本/産出高比率 (純付加分)	固定資本/産出高 比率 (純付加分)	資本/産出高比率 (平均)
1950/51—1955/56	2.04	1.72	2.03
1955/56—1960/61	3.01	2.41	2.03
1960/61—1965/66	4.06	3.10	2.05
1965/66—1970/71	2.82	2.30	2.27
1970/71—1975/76	4.53	3.22	2.36
1975/76—1979/80	5.63	4.19	2.38

(出所) R. M. Sundrum, *Savings, Investment and Economic Growth* (Working Paper No. 165, Centre for Development Studies, Trivandrum, March 1983).

(資料) V. N. Balasubramanyam, *The Economy of India*, 1984, p. 73.

交付による生産・投資規制と相俟ってインド諸企業による技術革新への志向を抑制し、企業間投資需要の連鎖的拡大(付加的生産・雇用の増大)へと帰結する投資の乗数効果の作用を著しく制約して、この面から近代工業における生産能力の低操業(→投資効率の悪化)状態を生みだす。MRTPAと産業認可交付を通じたとりわけインド大財閥の成長規制は、それぞれの時期におけるインド政府の産業政策に対応しつつ資本蓄積運動を展開してきた財閥系諸企業をして、技術的に無関係な産業分野への投資を促し、それはまたこのような過大投資によるR & D(研究開発)投資の抑制と相俟って、この面からも新技術開発(基本設計)能力の発展を制約した(第II章の2, 参照)。こうして「インド企業は通常、外国の設計の輸入を容易にするために外資提携から出発する。後に協定が終結し、政府は企業がそれら自身の製品を開発することを期待する。しかし規模が小さく近代化への

55, (以下, UNCTAD Report と略称) 1983, p. 14. なお同報告は, 石上悦朗「インド機械工業における技術問題と外資提携政策——UNCTAD の一事例研究を中心にして——(上)」『福岡大学商学論叢』, 第30巻第1号, 1985年6月, に詳しく紹介・コメントされている。

21 *The Economic Times*, Private Sector, Planning for diversification, Jan. 28, 1981.

誘因が僅かであるために、企業は時として世界的発展と足並みを合わせなかった。結果として、²²「インド工業は旧式の製品の広範囲な配列を示した」。

確かに輸入代替工業化政策は、重化学工業の多様な発展過程と相俟って、次章で考察されているように近代的な標準的輸入技術の吸収と現地的適応技術の開発を促していったが、「適応を通じて構築されたインドの技術能力 (indigenous technological capability; 以下、ITC と略称—引用者) は望むべくは生き残るであろうが、その成果の多くは規模が拡大するにつれてスクラップとなるであろう。……技術革新のために要求されるタイプの ITC は、インドで開発されてきたタイプのものとは異なる。それらは何の関係もない。革新的 ITC は適応的 ITC から生ずることはできない。革新的 ITC は何かそれ以上のものを必要とする²³」とさえいわれている。このことと関連して国内市場の保護政策が、産業認可制度の運営による企業間競争の抑制 および 売手市場の創出と共に、インドの技術進歩への道における障壁として立ち塞がっていた、ということをつけ加えておこう。

インドの輸入代替工業化政策は、幅広い関連・下請工業の発展に先行して最終資本財・耐久消費財の近代的生産体系 (組立て加工工程) を一挙的に先進諸国から移植する仕方でも展開された。このような近代生産力の移植過程は外資提携を通じて展開し、後者は先進諸国の「独占的大企業」による技術独占によって、インド・ベースでの関連工業の発展に対して制約的に作用した (詳しい検討は第二章1のa, 参照)。こうした事情のもとで進行していった国際収支の悪化によるインド政府の厳しい輸入制限は、近代工業の発展を主導的に担った国営、民間の大規模企業・事業集団をして多様な

22 M. Wolf, *op. cit.*, p. 66.

23 A. V. Desai, Achievements and Limitations of India's Technological capability, *Technological Capability in The Third World*, ed. by M. Fransman and K. King, St. Martin's Press, 1984, p. 250.

原材料・部品要素の内製へと向わせていった（「構造内再生産形態の発展——第二章・1のa，参照）。しかしこのような傾向は，上述の理由による「産業的細分性」と技術進歩に対する否定的作用とによって，非効率・高費用生産構造を生みだした。

以上のようにインド工業における非効率・高費用生産構造は，輸入代替工業化政策に集約されていった貿易・外資・産業政策が生みだしていった様々な生産諸力の成長抑制的諸要因の相互規定的作用の複合的所産である。そしてこのような構造が最近までの輸入代替工業化過程のうちに深くビルトインされており，それは1960年代後半以降の政府開発投資の削減による総需要の抑制効果の浸透，農業新戦略（緑の革命）と輸出促進政策における国内・海外市場拡大効果の限界と絡み合²⁴って，経済的停滞からの脱出路を執拗に閉塞してきたのである。そしてこのような事情が，70年代後半以降における経済政策の転換の背景にあるといえよう。

第二章 外資政策と現地技術開発

1. 外資提携選別政策の展開

a) 前提——外資提携と工業化過程の諸問題

本章では，60年代後半以降強化されてきた外資提携選別政策の様相と近代工業技術開発の現状について検討し，この面からも経済政策の転換の背景について考察する。本節 a) では行論の都合上，これに先立って外資提携選別強化の前提的状況についてみておこう。

インドの輸入代替工業化過程は，外国技術導入のチャンネルとなってきた外資提携（foreign collaboration；以下，FCと略称）を通じて展開されて

24 この点については拙著『発展途上国経済論——インドの国民経済形成と国家資本主義』世界思想社，1982年，第VI章，Iの2以降参照。

表5 国別外資提携承認件数

国	1957~69	1957~76
先進資本主義諸国		
オーストラリア	25 (0.8)	44 (0.9)
ベルギー	25 (0.8)	45 (0.9)
カナダ	21 (0.7)	35 (0.7)
デンマーク	35 (1.2)	48 (1.0)
フィンランド	5 (0.2)	10 (0.2)
フランス	118 (4.0)	220 (4.5)
西ドイツ	463 (15.4)	830 (17.1)
イタリア	81 (2.7)	140 (2.9)
日本	266 (8.8)	443 (9.1)
オランダ	47 (1.6)	69 (1.4)
スウェーデン	50 (1.7)	87 (1.8)
スイス	139 (4.6)	273 (5.6)
イギリス	811 (27.0)	1,163 (23.9)
アメリカ	538 (17.9)	935 (19.2)
社会主義諸国		
チェコスロバキア	32 (1.1)	62 (1.3)
東ドイツ	67 (2.2)	96 (2.0)
ハンガリー	15 (0.5)	26 (0.5)
ポーランド	18 (0.6)	21 (0.4)
ユーゴスラビア	14 (0.5)	17 (0.3)
その他諸国	238 (8.0)	300 (6.2)
合計	3,008(100.0)	4,864(100.0)

(資料) *Statistical Outline of India*, 1978, p. 117.

きた。表5と表6は FC の国別・産業部門別動向を示している。国別にみると、イギリスが、インドとの伝統的な経済関係の強みを反映して、FC 件数において首位を占めている。しかしアメリカ、西ドイツついで日本がその比重を高めてきており、これら4カ国で1957~76年間における FC 総件数の70%近くを占めている。産業部門別にみると、電気設備、産業・工作機械、化学製品など主として重化学工業分野に集中している。1960年代の前半頃まで FC (とりわけ次にみるように外資持株を伴う場合) は、イン

表6 産業部門別外資提携承認件数

産業部門	1957~69	1957~76
1. 鉄鋼製品	138 (4.6)	199 (4.1)
2. 鋳造, 鍛造	79 (2.6)	101 (2.1)
3. 重電気設備	146 (4.9)	204 (4.2)
4. その他電気設備・器具・部品	383 (12.7)	671 (13.8)
5. 工作機械・部品	219 (7.3)	331 (6.8)
6. その他産業機械	390 (13.0)	703 (14.5)
7. 繊維機械	99 (3.3)	156 (3.2)
8. 農業機械・器具	38 (1.3)	60 (1.2)
9. 建設機械	99 (3.3)	140 (2.9)
10. 運輸設備	202 (6.7)	385 (7.9)
11. 化学製品	365 (12.1)	601 (12.4)
12. 薬品	74 (2.5)	93 (1.9)
13. 金属製品	43 (1.4)	81 (1.6)
14. 製紙	48 (1.6)	70 (1.4)
15. 陶器・ガラス器具	63 (2.1)	105 (2.2)
16. 計器	121 (4.0)	165 (3.4)
17. その他	501 (16.7)	799 (16.4)
合計	3,008(100.0)	4,864(100.0)

(資料) *Statistical Outline of India*, 1978, p. 118.

ド企業が必要とする技術、機械・設備の輸入に対して当面外貨負担を軽減するので、第2次5カ年計画以降における急速な重化学工業化による国際収支の悪化事情のもとで、インド政府によって積極的に推進された。

ここでFCとは、正式の技術協定にもとづくインド企業と外国企業との間の資本・技術提携を意味する。この場合2つのケースがある。(i) 外国企業が提携相手側のインド企業に移転した技術にもとづいて設立された現地法人の企業(株式会社)の株式を取得(輸出技術、機械・設備代金の見返りとして)して、新企業の経営に参加するケース(外国企業が50%あるいはそれ以上の株式を取得する場合、新企業は外資系子会社、50%以下の場合には外資少数持株会社と呼ぶ)。(ii) インド企業が新製品の生産あるいは技術改良のために、

外国企業から技術の移転を求めるケース（この場合、インド企業は技術提携会社と呼ばれる）。(ii)のケースにおいても所要外貨資金が巨額であったり、移転される技術の内容によって、外国企業の出資（通常、少数株。このような場合、当該インド企業は外資少数持株会社となる）がみられる。

技術協定にもとづいてインド企業に移転（実施権許諾）される技術は、表7にみられるようにノウ・ハウかまたはノウ・ハウと結びついたパテント（特許権、そのもとで保護された特許技術〈patented know-how〉）である。パテントが単独で移転されるケースは極めて稀である。特許技術は抽象的に開示され、特許技術を生産過程において具体化するための技術は、ノウ・ハウとして所有される傾向が強いといわれている。この場合、あるいはノウ・ハウだけが単独で移転される場合、ノウ・ハウは特許技術とちがって、生産工程における利用やそれによって生産された物の販売における独占的特権を、その所有者に対して制度的に保証されていない。したがってノウ・ハウの移転にさいしては、現地企業の所有にもとづく支配が保証されている場合はともあれ、その秘密保持と諸々の利用制限（技術協定の終了後にお

表7 インドに移転された工業所有権およびノウ・ハウの会社形態別分類

移転資産のタイプ	外資系子会社	外資少数持株会社	技術提携会社
1. パテント, 商標, ノウ・ハウ	24	75	43
2. パテント, 商標	2	6	6
3. パテント, ノウ・ハウ	10	26	23
4. 商標, ノウ・ハウ	25	59	63
5. パテント	4	3	4
6. 商標	3	7	18
7. ノウ・ハウ	24	111	120
計	92	287	277

(資料) Reserve Bank of India, *Foreign Collaboration in Indian Industry, Survey Report*, 1968, pp. 26, 54, 76.

(注) 会社数は、1961年4月1日現在実施されている技術協定をもつ会社のほかに、1964年3月末までに政府によって承認され実施されている技術協定をもつ会社を含む。

ける利用禁止ないし制限を含む）が、（多国籍企業によって代表される外国の独占的大企業〈以下、「独占的大企業」と略称）によるノウハウの独占にもとづく市場支配を可能にするために）、正式の協定の形態をとってその買手（現地企業）に義務づけられることになる。

表8は、1964年3月末までに締結された有効技術協定を会社形態別に考察したものである。同表によれば年の経過と共に外資系子会社以外の会社との間の技術協定がますます重要性を増し、1961～64年間に締結された有効技術協定全体の90.6%がこれらの会社によって占められるようになった。²⁵このような動向は、インドにおける自立的な国民経済形成の指向に対応しつつ外国資本が旧来のインド企業支配様式——子会社の形成を通じた所有にもとづくインド企業の支配——から、近代技術の輸出とその独占をベースとしたものに大きく転換を余儀なくされていった、インド側からの主要な契機となった（外資系子会社においても、インド人少数持株が進展していく過程で技術協定が一般化していく。このような現地企業所有の「インド人化」の過程に対応して、その持株が不利になった場合、FC協定を終結あるいは更新するオ

表8 技術協定の会社設立時期・会社タイプ別分類

設立時期→ 会社のタイプ	1955年まで	1956～60年	1961～64年	協定総件数
外資系子会社	39 (30.5)	49 (14.8)	56 (9.4)	144 (13.7)
外資少数持株会社	47 (36.7)	143 (43.3)	255 (43.0)	445 (42.3)
技術提携会社	42 (32.8)	138 (41.8)	282 (47.6)	462 (44.0)
有効協定件数	128(100.0)	330(100.0)	593(100.0)	1,051(100.0)
総承認件数	284	796	1,092	2,172

(注) 総承認件数は1964年3月末まで。有効協定件数は承認後実施された件数。
(資料) R. B. I., *Ibid.*, p. 102.

25 更にこの傾向は、1970年代になって大きく変化している。1970年代を通じて承認された3000件のFC協定のうち、外国持株が認められたのは15%にすぎない——*UNCTAD Report* (脚注20, 参照), p. 19。

プジョンを外国親会社が持つ若干の協定がみられる。²⁶

技術協定でみられる主要な制限的条項として、様々な形の「輸出制限」、移転技術関連投入財の「紐付き購入」、技術の実施権をインド企業に許諾する「独占的大企業」の設計・生産仕様書の利用義務づけや品質管理を理由とする「生産パターンの制限」が挙げられる。ちなみに1964年3月末までに承認され実施された技術協定総件数1051件中、制限条項を持つ協定はその約50%に相当する527件の協定においてみられた。これらの協定において総数750の制限条項が付記された。このうち約60%が「輸出制限」に関する条項であり、他は主として「紐付き購入」と「生産パターンの制限」に関する条項であった。²⁷1965年以降、インド政府によるFCの選別政策が強化されて、「輸出制限」以外の公然たる制限条項はかなり削除されるようになった。たとえば1964年4月から70年3月の間に締結された1098件の技術協定のうち、制限条項を持つ件数は654件(約60%)であったが、「輸出制限」条項数は総制限条項数(1285)の74%にのぼった。²⁸しかしこのことは、「独占的大企業」によるインド企業の生産過程に対する「協定にもとづく公然たる統制」から「陰然たる統制」へと、前者の現地企業戦略が転換を余儀なくされたことを物語っている。

「独占的大企業」によってインド企業へ移転される技術の現地的適応に対する様々な制限が、インドの工業化過程のうちどのような歪みと諸問題を刻み込んでいったかについて、以下では60年代前半における国際収支の悪化と近代生産能力の低操業状態の進展過程とに関する背景解明に集約させて、要約的に述べておこう。まず①「移転技術の秘密保持」は、特定

26 拙著、前掲書、47ページ；Reserve Bank of India, *Foreign Collaboration in Indian Industry, Survey Report*, 1968, p. 15.

27 *Ibid.*, p. 106, Table 12, 参照。

28 R. B. I., *Survey of Foreign Finance and Foreign Collaboration in Indian Industry—1964—70—Main Findings, Reserve Bank of India Bulletin*, Vol. XXVIII, June 1974, p. 1069.

企業へ特定生産物の生産が集中しないようにというインド政府の政策的配慮と相俟って、FCの重複（重複外資提携——特定の生産物の生産に関して、多数のインド企業が多数の外国企業とFC協定を結ぶという状態）に導いた。このようなFCのあり方は、FC企業による外国のパートナー企業に対するローヤリティ、技術料、配当の重複支払いと投入財の重複輸入とによって国際収支悪化の一要因となった。投入財の重複輸入は②「紐付き購入」・「生産パターンの制限」と相俟って、③外国の「独占的大企業」が所属している国の規格と、かかる大企業の基本・詳細設計によって生産された機械・設備およびそれに適合する特定質ないしタイプの原材料、部品の重複輸入を生ずる。このような事態は、④インドにおける規格の不統一による生産の標準化・単純化を困難にする。④は特定の生産物の生産における生産技術体系の相違——特定生産物用部品のサイズや原材料の質の相違——によって、生産手段の市場を細分し生産手段の統一的国内市場の形成を困難にする。その結果、⑤国民的ベースでの関連産業の発展を困難にする（②がここに絡んでいる）。というのは、④の事情のもとでは、「まず第一に産業全体としての部品の必要額は（近代工業製品に対する狭隘な国内市場と相俟って——引用者）、各品目に対する限られた需要が生産に着手する製造業者に極めて僅かなインセンティブしか提供しないために、効果的に計画されえない。原材料が外国の提携企業の国において通用している諸条件に基礎づけられていることは、原材料問題を生みだしている。しばしばそれは、……現地で利用できる資源開発を阻止している」²⁹からである。

このような事情のもとでFCにもとづく輸入代替工業化を推進していくことは、そのより高次な発展段階で投入財への輸入依存（とりわけ工業半製品への輸入依存）体制を強め国際収支の悪化に導く。ここにはFC企業に対

29 S. K. Suchdev, Economics of foreign Collaboration, *Eastern Economist*, Vol. 53, Nov. 7, 1963, p. 875.

する「輸出制限」と②による世界市場価格を大幅に上回る (over pricing) 独占価格での投入財の「紐付き購入」が、深くかかわっている。³⁰

1960年代を通じて恒常化してきたインドの近代工業における生産能力の低操業状態はまた、「独占的大企業」の技術独占を基底とする FC によって展開されてきた重化学工業化過程における必然的随伴物であった。インド応用経済研究所 (NCAER) による1960年代前半におけるインド工業の生産能力の低操業状態に関する調査 (140産業部門を包摂する) によれば、化学製品、金属製品、機械 (運輸機器を含む) など FC が集中している産業において低操業率 $\langle = (1 - \text{実際の生産高} / \text{生産能力}) \times 100 \rangle$ が目立っている。「生産の可能性と技術にもとづいて」「望ましい」と判断される1労働日当たりの作業交替回数によって計算された低操業率は、1961~64年平均で、例えば化学製品—56.2%、機械 (電気機械を除く)—30.5%、電気機械および器具—42.6%、金属製品—54.8%であった。³¹ 同研究所による工業生産能力の低操業率の原因に関するサンプル調査 (129企業を対象) によれば、

表9 インドにおける原料・部品不足問題のタイプ

問題のタイプ	報告企業数
1. 原料・部品の輸入制限	60
2. " 供給の不安定	49
3. " 高費用	45
4. " 低品質	41
5. " 質の相違	36
6. インド製原料・部品の供給不足	31
7. 特定原料・部品がインドで入手できない	10
8. 高輸送費	3

(資料) NCAER, *Under-utilization of industrial capacity*, 1966, p. 45.

30 以上の諸関連に関する個々の具体的事例について、拙著、前掲書、166-73ページ、参照。

31 NCAER, *Under-utilization of industrial capacity*, 1966, pp. 53-4.

「原料・部品の不足」（103企業）、「外貨の不足」（87企業）、「労働争議」（49企業）が主な原因であった。そのうち最も回答頻度の高い「原料・部品の不足」問題について、同研究所はまた、その問題のタイプに関する調査を行なった。その結果は表9の通りである。これらの「原料・部品の不足」問題のタイプが、以上において検討されてきたFCのもとで生みだされている諸問題とどの程度においてかかわり合いを持っているか、あるいはそれぞれが全体において占めるウエイトはどうかなどについて、それを量的に確定することは困難である。しかし前者の問題のタイプは、後者の問題からの規定性に深く刻印されながら、相互に関連し合って全体として「原料・部品の不足」問題として表面化してきているのである。

たとえば「原料・部品の質の相違」は、それらの生産の単純化と標準化における困難性を表現している。このような困難性は、インドにおける原料・部品の大量生産体制の発展によって促されるそれらの生産技術革新の可能性を厳しく局限し、とりわけインド製「原料・部品の低品質」と「高費用」を結果している。この「高費用」は輸入原料・部品の場合には、「紐付き購入」による *overpricing* の結果である。この「紐付き購入」によるインドにおける関連産業の発展の制約は、「インド製原料・部品の供給不足」を生みだしている。これはまた、インドの近代工業における高率の中間工業製品（資本財用部品・予備部品、鉄鋼製品などの）維持輸入への依存に関してその重要な一原因であり結果でもある。このような高率の維持輸入依存と制約条件下において、FCにもとづく重化学工業化政策を推進していくことは、国際収支の悪化を促して「原料・部品の輸入制限」を余儀なくされ、それ自体を支えてきた輸入依存体制の維持を困難にしていく。

インドの工業生産は、60年代の前半を通じて形成されてきた近代工業における生産能力の低操業状態のもとで、60年代後半に入ると2年続きの早魃による大凶作を契機として大幅に落ち込み、その後70年代を通じて全

般的停滞現象を呈するようになる。60年代を通じて恒常の様相を呈してきた近代生産能力の低操業状態はまた、同時期における国際収支の悪化事情のもとでインド政府が推進した FC の発展と絡みながら、インドの民間部門における FC を主導的に担ってきたインド諸財閥がそれらの支配下に置かれている近代的生産過程の横断的・縦断的統合を展開していく主要な契機となり、結果としてそれは幅広い近代工業分業体系の発展を抑制して、「構造内再生産形態」の発展へとインドの近代工業構造を局限・偏倚させていった。外国の提携企業による技術独占と、それに規定された過度な輸入依存体制下で進行する国際収支の悪化とは、インドの近代工業部門における部品・半製品・原料不足を招来し、近代生産能力の低操業に導いてきた。こうして部品・原材料などの関連的生産部門の創出が、新たな FC のもとで FC 企業の生産能力の効率的利用のために、要請されてくるのである。それぞれの財閥が特定産業分野で原料から完成品までの生産過程の縦断的統合を形成していく理由の一端はここに求められる。

以上のようにそれぞれの近代工業分野において多様な諸外国の技術が導入されたが、それらの国内的統一ないし国内的諸条件への適応が計られることなしに、外国企業の独占下において、それぞれの FC 企業が導入技術に規定された「独自の」労働手段体系を形成していった。このためそこでは技術導入にもとづく新産業分野の開発が幅広い関連産業の発展を誘発する持続的経済成長のメカニズムの発動は、著しく制約されているといえよう。ここに国際収支の悪化にもとづく部品・原材料輸入の困難性が絡まって、インド経済における近代生産能力の低操業状態が普遍化してきた。そしてこのような生産能力の最適利用を困難にしているインド経済の成長メカニズムのうち、諸財閥をして「過剰」生産能力の効率的利用のために、産業分野の多角化に導いていく主要な契機が存在している。ところで外国技術・設備によって装備された財閥系列企業の多角的な産業分野への

進出は、それぞれの生産分野における独立の中・小規模インド資本に対して現存企業の維持ないし新分野への進出を著しく困難にしてきたといべきであろう。こうして新技術・資本の導入による関連産業の発展（産業部門の多角化）は、FC 企業の内部に押し込められ、やたらに財閥の肥大化（産業複合体の形成→「構造間分業体系」の欠如）が促されてきたのである。³²

b) 外資提携選別強化と関連・下請工業の育成

1960年代の後半以降、インド政府による FC 選別政策が強化されていた。技術協定において輸出制限を除く公然たる制限条項がかなり削除されていったのは、その一つの現われであった。輸出制限条項についても、(1)「許可できる」タイプの輸出制限条項（外資提携をなす外国企業の自国、あるいはそれが支店、子会社、同系列会社などを持つ諸国への輸出を禁止するもの）と、(2) その他の輸出制限条項とに分け、後者を極力抑制する方針を打ち出した。1968年まで FC は、当面の外貨支出面の配慮によって運営された行政手続を通じて選別されたが、1969～78年に渡る時期においては、技術のコスト・適性、現地代替技術の利用可能性の評価とインドの R & D 能力強化の長期的展望に立脚して、次のような FC 規制のガイドラインが明示され、これにもとづいて FC の選別がなされるようになった。³³

それはまず、「FC と外国投資は、比較的優先順位の高い産業部門と、精密な外国技術がインドで利用できる産業領域とにおいてのみ選別的に認められる」という原則（輸出指向 FC 企業を例外として）が立てられた。そしてそのもとで FC・外国投資に関して産業部門の枠が設定された。㊸ 外国投資が技術提携と共に、あるいは後者なしに認められる部門、㊹ 技術提

32 具体的事例として「キルロスカル財閥における生産の近代化と外資提携の例」（拙著、前掲書、181-82ページ、参照。）

33 U. N., *Restrictions on Exports in Foreign Collaboration Agreements in India*, by The Indian Investment Centre, New Delhi, 1971, TD/B/389, Chap. I & Annex 1, Foreign Investment and Collaboration--Guideline, pp. 19-24; UNCTAD Report (脚注<20>, 参照), p. 75; Govt. of India, DGTD, *Handbook of Foreign Collaboration*, 1975, pp. 1-3, 参照。

携のみが認められる部門、◎ FC が必要でない部門。

これと共に申請された FC・外国投資の審議・承認に関して次のガイドラインが示された。

①外国投資が必要と見做される場合には、そのプロジェクトがインドで利用できない知識集約的な技術を要するか、相当に輸出指向的である場合を除いて、外資少数持株（総株式資本の40%以下）のみを認める。

②特許料の支払い（課税を条件とする）は、通常5年以内の賦払いとし、輸入部品（海上運賃・保険料、関税を含む）のコストを差し引いた製品の工場渡し価格（物品税控除後のネット）の5%以内とする。FCの有効期間は、通常、生産開始後5年間（協定調印後8年間）を限度とする。

③FC企業は、必要となる場合には協定に含まれているノウ・ハウ、製品設計、エンジニアリング・デザインを、外資提携企業以外のインド企業にたいして自由に再実施権許諾をなすべきである。ただし FC提携をなすインド・外国企業間の同意と政府承認とを条件とする（——インド内部における技術の伝播を促し、重複 FCを抑制する）。

④FC企業の輸出、機械・設備および原材料・部品輸入に関してどのような制限も課すべきでない（インド製設備と原材料・部品の優先的利用を促進する）。

⑤国内販売向け製品に関して外国ブランド・ネームの使用禁止。

⑥プロジェクトの実施上必要なエンジニアリング・コンサルタント用役は、インドの企業から調達されるべきである。

⑦協定期間中における特許料の支払いは特許有効期間の満了まで特許権使用に対する保証を構成しており、したがってインド企業は、協定の終了後においても、何んらの追加的支払いなしに当該製品を生産する自由を持つ。

上記のガイドラインによる FCの選別強化の目的は、直接・間接的に、

独立後インド政府が一貫して堅持してきた厳しい輸入制限政策と絡めて、輸入技術のインド化（インド的適応）とインド企業の多角的発展（近代技術・工業における前方・後方輸入代替の促進）にある。

外国投資規制に関する上記のガイドラインの①は、1974年1月実施の外国為替規制法（Foreign Exchange Regulation Act; FERA と略称）；第29条において立法化された。同法同条の規定によって外国企業のインド支店は、特定期間内に外資持株40%以下の別個のインド会社（インド会社法〈1956年〉にもとづいて設立された会社）へとその改組を迫られた。外資系子会社（外資持株50%あるいはそれ以上のインド会社）の場合、次のケースを除いて40%あるいはそれ以下に持株の削減が要請された。そのケースとは、子会社が
i) 1973年の産業認可政策で指定された‘中核部門’³⁴、ii) 輸出指向産業（総売上高の最低60%を輸出）、iii) 知識集約産業、のいずれかに従事している（またはi～iiiの活動に従事し、その売上高が総売上高の75%以上である）場合である。そしてこの場合には、75%までの外国持株が認められた。³⁵

FERA 29条の狙いは、外国会社の支店を子会社に改組（これによって‘本社費’という名目での無税の利潤の流出を抑制）し、子会社にたいしては、多数持株の代償として‘中核部門’が必要とする知識集約的な近代技術のイン

34 1973年産業認可政策で指定された‘基礎的、戦略的、緊急を要する部門’（鉄鋼の鑄造・鍛造、変電・配電設備、農業機械、無機化学製品、人造繊維、医薬品、ポートランド・セメントなど）。

35 インドにおける外国支店数は、1973—74年の540社から1981—82年の311社へと減少した。この時期に閉鎖された支店数は308社にのぼり、新設の79社の大半は連絡事務所（liaison office）である。子会社は同時期に188社から101社に減少した。コココーラ社やIBMなどの多国籍企業をはじめ多くの子会社が事業を閉鎖したが、事業を継続している子会社の多くは、インド人への新株発行を通じて相対的に外資持株比率を引き下げたのであって、FERAの実施を契機に事業規模の拡大・多様化を計っていった。P. D. Mukherji & others, *Multinational Corporations: Performance, Control and Regulations in India*, *Company News & Notes*, May 1983, pp. 1-6; Sudip Chaudhuri, *FERA: Appearance and Reality*, *EPW*, Vol. XIV, No. 16, Apr. 21, 1979, pp. 734-43; S. Chaudhuri, *Financing of Growth of Transnational Corporation in India, 1956-75*, *EPW*, Vol. XIV, No. 33, Aug. 18, 1979, pp. 1431-35, 参照。

ドへの導管あるいは外貨源泉としてその役割を局限・明確化していくことにあった(先進諸国の親会社からインド子会社に「移転」される技術は必ずしもインドの技術蓄積とは結び付かない、という点については後述する)。同時にかかる政策展開は、インドの重化学工業化過程における既述の歪みと諸問題にかかわらず、広範な当該工業の発展とインド企業による標準化技術の習熟過程の発展を反映している。この点は②70年代になってFCが圧倒的に技術提携のみをなす企業によって締結されていること(インド企業の輸入技術選別における自主的能力の発展と、FC条件の締結における交渉力の強化)——このような事情は、表10が示しているように、1960年代後半以降における外国直接投資(フロー)の動向に反映している。同時期の直接投資粗流入額(新規株式出資)は著減しており(配当の海外送金を差し引いた純流入額ではマイ

表10 インドの民間部門における外国直接投資(フロー) (単位:1000万ルピー)

	1956-61 (年平均)	1965-66	1970-71	1971-72	1972-73	1973-74
直接投資						
A. 粗流入	35.2	15.4	34.1	49.6	29.1	57.1
1) 支店	35.2	-18.1	-4.0	12.0	-6.4	17.0
2) 外資系会社 ¹⁾		33.5	38.1	37.6	35.5	40.1
(i) 株式	21.5 (17.0) ²⁾	14.7 (12.1)	9.7 (9.0)	3.7 (2.5)	3.4 (0.9)	2.2 (0.2)
(ii) 留保利潤	13.7	18.8	28.4	33.9	32.1	37.9
B. 粗流出 ³⁾	-12.2	-0.2	-0.7	-3.2	-0.7	-8.4
C. 純流入	23.0	15.2 (-24.7) ⁴⁾	33.4 (-32.0)	46.4 (-23.8)	28.4	48.7

(注) ¹⁾ 外資系子会社と外資少数持株会社。

²⁾ 現物出資分。

³⁾ 支店の解散、外資系子会社による資本の本国送還。

⁴⁾ ()⁴⁾ 内の数字は、純流入額(C)から外資系会社による利潤の再投資分〔Aの2)の(ii)〕と、配当の海外送金分とを差し引いた数字

(資料) Reserve Bank of India Bulletin, Jul. 1975, pp. 421-22, May 1976, pp. 322-23, Mar. 1978, pp. 173-74; R. B. L., Foreign Liabilities & Assets 1961—Survey Report, p. 34, & st. 21, p. 91.

ナス）、その大半が利潤の再投資によっている。⑥ 技術協定なしに特定製品と製造工程に関する製図・設計を輸入する傾向の増大。³⁷ ⑦ 最近における FC 更新件数の著減、³⁸ ⑧ 70年代における顕著なインド企業による製造工業技術輸出（後出）などの事例が具体的に示している。

上記ガイドラインの④で示されているインド製設備と原材料・部品の優先的利用を促進する政策は、インドにおける関連・下請工業を育成し、エンジニアリング・製品設計能力を創出して独自の技術開発と技術的自立を達成していくうえで、不可避な前提である。この点との関連ですでに本章の1のa)で述べたように、1960年代の前半に至るFCに依拠した重化学工業化過程において、この過程を主導した国営・民間の大規模企業・事業集団が「構造内再生産形態」を形成して、機械・設備、部品・半製品の多かれ少なかれ自己充足的な一大産業複合体として成長していったことを想起しよう。インド工業の基幹部門である機械工業部門におけるこのような発展構造は、それぞれの機械工業部門において、大規模親会社の機械組立て工程へ後方的に連関する多種多様な機械部品の特殊技術的・専門的な下請加工業が縦層的に編成され、このように編成された機械工業の諸部門が相互にかつ他産業部門と（国内市場を媒介として）有機的・技術的に連関しているような、社会分業体制（「構造内再生産形態」）の発展を著しく困難にする。このような事情のもとで「構造内再生産形態」の発展はそれ自体過大な設備投資を必要とし、後者は狭溢な近代工業製品市場によって惹き起される「規模の非経済性」（生産の非効率性）、投資効率の悪化（資本/産出高比率の増大）と相俟って資本蓄積条件の悪化（付加価値/産出高比率の低下）へと導

37 このような輸入は、1980年に承認された技術輸入契約の16%を構成した（UNCTAD Report, p. 19）。

38 最近において承認されたFCの10～15%が更新されたとされている（S. L. Kapur, *op. cit.*, p. 11）。これに対して1957～77年間に承認された4,877件のFCのうち、80%は2～5回にわたって更新され、20%は6回以上の更新がなされたとされている（R. C. Mascarenhas, *Technology Transfer and Development: India's Hindustan Machine Tools Company*, 1982, p. 26）。

く。このような動向はまたインド諸企業の技術変革への志向を抑制し、近代生産能力の低操業状態(生産の非効率性)へと悪循環的に連動していったことについて、すでに指摘した。

このようにみれば、インド経済の成長・発展と技術発展とに対して持つ関連・下請工業育成策の役割は、極めて大きい。第三次五カ年計画期(1961—66年)に入って政策課題として明示され展開されていく関連・下請工業育成策の具体的事例、ならびに関連工業の発展の現状と当面する諸問題については他に譲って、³⁹ここではインドの自動車工業における関連・下請工業の発展に関する S. ラル(S. Lall)の事例研究を⁴⁰一瞥するにとどめておく。

S. ラルは、大規模組立て企業の周辺に編成される近代的な小規模関連・下請企業の育成に関してインド政府が推進していった外部調達政策(buying out policy)について、自動車工業の例を挙げて次のように述べている。「一方で政府は、反独占・外国投資規制法(MRTPAとFERAを指す——引用者)によってこれらの企業(親会社——引用者)が下請企業を接収することを阻止し、産業認可政策によって前者が後者の活動分野へと拡大することを阻止した。他方で政府は、質と価格の考慮を条件として独立の企業から外部調達されねばならない品目の‘留保リスト’を設ける(1965年以降)ことによって、また小規模下請企業に対して様々なインセンティブを与えることによって下請工業の成長を積極的に促進した。……もともと内製されてきた品目については、現存の生産能力を利用することが認められ、追加的需要のみが外部調達されねばならなかった」。⁴¹

39 これらの諸点について、真実一美「インドの小規模工業」(梅津和郎・涂照彦編『現代の東南アジア経済』晃洋書房、1983年所収)、298-312、参照。

40 S. Lall, Vertical Inter-Firm Linkages in LDCs: An Empirical Study, *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, Vol. 42, No. 3, Aug. 1980, pp. 209-24, 参照。

41 *Ibid.*, pp. 212-13.

ここで事例として引用されるターター財閥に属する TELCO (Tata Engineering Locomotive Co.)¹ とアショク・レイランド社 (Asock Leyland, イギリスのレイランド社の子会社; 以下, AL と略称) は, インドで代表的なトラック (組立て) 会社である。前者は, 西ドイツのダイムラー・ベンツ社からのライセンス (1967年終了) でトラックの生産を開始し, 1978年時点で年産 35,000 台, 後者は 9,000 台であるとされている。両者の販売額に占める外注部品額の比率は, TELCO—35%, AL—59% であり, 日本 (70%以上) と対比すれば低いが, ヨーロッパの水準 (30~40%; イギリス〈約60%〉, アメリカ〈約50%〉) と肩を並べている (それぞれの部品輸入額の比率が, 1956年の 35%, 45% から, 1979年に両者とも 4% 以下へと著しく低下しているのは注目に値する)。関連・下請企業数をみると, TELCO が 500 社にのぼる独立の下請会社をその傘下に擁し (そのうち 345 社〈70%〉が小規模工業で, 外注部品の 9% を供給している); AL は 339 社 (284 社〈84%〉が小規模工業で外注部品の 36% を供給している) の下請会社を擁している。

表 11 は, AL の下請をしている 26 サンプル会社の構成を示している。これによると小規模な下請企業は, 主として電気器具, ガラス・ゴム製品, 塗料など, 親会社の生産工程とは技術的に無関連な製品, ならびに比較的

表11 AL の 26 サンプル下請会社の性格

規模	サンプル 下請 会社数	親会社との技術関連			外資提携		合計
		無関連	関連 (単純)	関連 (複雑)	外資持株	実施権 許諾のみ	
小規模	8	3	4	1	—	—	—
中規模	9	1	4	4	3	1	4
大規模	9	3	—	6	2	5	7
合計	26	7	8	11	5	6	11

(資料) S. Lall, Vertical Inter-Firm Linkages in LDCs: An Empirical study, *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, Vol. 42, No. 3, Aug. 1980, p. 214.

に労働集約的で単純な技術的に関連を有する製品あるいは工程（溶接、機械加工、各種補助部品など）に特化している。大規模な下請企業は、親会社とは技術的に無関連な製品か高度に技術関連的製品（ピストン、ファスナー、燃料噴射器など）に特化し、その大半が FC を持っているのが特徴である。なお親会社と下請企業との間の技術的交流は、後者の規模、親会社に供給する製品、技術的性格・水準などによって様々な形でなされている。⁴²

インドの機械工業における関連・下請工業に関する以上の事例は、エスコーツ社（代表的な民間トラクター・オートバイ製造会社。1981年に3010の下請企業を擁する）の場合を含めて、注目すべき新しい傾向である。すでにみたように関連・下請工業の育成は、インドにおける輸入技術の吸収・適応を促進し、独自の技術開発能力を創造・発展させるうえで不可欠な前提である。関連・下請工業育成策の展開と並んで、1960年代後半以降におけるインド政府による産業認可規制の緩和は、かかる規制がすでにみたような様々な事情と相俟って、「構造内再生産形態」の形成へと直接・間接的に追い込んでいった民間の大規模企業・事業団の活動を、社会的分業の形成・発展（様々な規制によって縛られ硬直化した生産構造の弾力化）の方向に誘導する行政的措置の発動であったと考えられる。

2. 技術発展の現状

a) 輸入技術要素と現地的適応の現状

関連・下請工業育成策の展開と並んで、1960年代の後半以降において FC 選別政策の強化、民間大規模企業に対する生産・投資規制の緩和と自主技術開発への積極的な国家的支援が計られていたのであるが、本節以

42 具体的には、*Ibid.*, pp. 214-22, 参照。

43 たとえば民間企業付属の公認 R & D 施設に対して次のような優遇措置が講じられてきた。経常的 R & D 支出の 125% の租税控除、R & D 関係輸入設備に対する関税免除、R & D 関係設備の加速償却、現地技術を利用する企業に対する投資手当て・産業認可交付上の特権供与、インド企業により海外で取得されたローヤリティに対する免税、国内で取得されたローヤリティに対する 40% のリベ

下ではこれらの諸政策のもとにおける輸入技術への適応と自主技術開発の現状、ならびに技術政策の諸問題について考察する。

表12 所有形態別サンプル企業の配置

所有形態	工作機械	装置工業用 設備	電気設備	全サンプル企業
A. インド系企業	4	6	3	13
A.1 非提携会社	2	3	2	7
A.2 技術提携会社	2	3	1	6
B. 合弁企業	3	1	3	7
B.1 外資少数持株会社	1	1	1	3
B.2 外資系子会社	2	—	2	4
全サンプル企業	7	7	6	20

(資料) UNCTAD Report, p. 29.

表13 サンプル企業における外資提携と移転技術要素

	技術提携会社	外資少数持株会社	外資系子会社	合計
A. 企業数	6	3	4	13
B. 外資提携件数	26	7	10	43
C. 輸入技術要素				
1. 基本設計	23	7	10	40
2. 設計の方法	19	7	10	36
3. 詳細設計	5	2	4	11
4. 技術援助	12	2	8	22
5. 特許技術	14	5	8	27
6. 商標	—	—	2	2
7. 技術訓練	17	5	7	29
8. その他	—	—	—	—
9. 合計	90	28	49	167

(資料) UNCTAD Report, p. 51.

ノート供与など。産業省技術開発指導局と科学・技術局が産業企業の公認の R & D 施設に対する免税その他のインセンティブ供与に関する企画と運営に当たっている。

インドの技術集約的・基軸的工業における代表的なサンプル企業20社(表12, 参照。それぞれの生産部門における総生産高のほとんど3分の2を占めている)の技術開発の現状に関して、UNCTAD Report (脚注20, 参照)は表13で示されているような情報を提供している。同表は、上記サンプル企業20社のうち、FCを持つ13社による企業所有形態別輸入技術要素を示したものである。これによると43件のFCのうち40件(93%)が基本設計(技術的、経済的根拠にもとづいて市場で受け入れられる新製品を創造する技術能力を含む)を輸入している。基本設計段階では、新製品の特定設計概念が選定され、生産設備の構成と主要部品要素が詳細に設計される。同表は設備の個々の部品・部品要素の製図(詳細設計)面において、外国技術への依存度が相対的に低く、原材料・部品利用のインド化政策に対するインド企業側の技術的対応がかなり前進したことを示している。

ところで一度び詳細設計が決定されると、「金属加工過程、使用される設備・工具、個々の部品加工のための金属切削速度、諸部品を最終生産物に組立てる順序、出荷に先立つ製品検査その他の作業を決定する」⁴⁴のは製造技術である。この面では特殊製造工程に関して外国の特許や技術援助に依存する度合いが、国営企業が支配的な工作機械と電気設備生産部門において相対的に高い。なお一般的にインドの近代工業の製造技術における「最も共通な適応形態」は、近代工業製品市場の狭溢性(そのもとにおける産業認可の割当て規制による市場分割→寡占的小規模生産構造)を反映して、生産規模のスケール・ダウン(自動化の程度の低い機械を装備した小規模生産技術の採用)⁴⁵であるといわれている。

以上で考察されたことから判断すれば、インドの代表的な基軸的機械工業部門における技術開発は、主として部品生産のインド化(部品の輸入代替)

44 D. Chudnovsky and N. Nagao, *Capital Goods Production in the Third World-An Economic Study of Technology Acquisition*, Frances Printer (Publishers), London, 1983, p. 11.

45 A. V. Desai, *op. cit.*, p. 247.

の面で促進され、技術革新の主軸をなす基本設計能力において、今日なお決定的に立ち遅れているということである（装置工業における主たる技術的適応は、代替原料の開発とそれに対応する生産工程の改良・変化にみられる）。しかし S. ラルによるインドの海外投資企業16社における技術的变化の原因と軌跡に関するサンプル調査によれば、16社中13社が、もともと自社開発技術であれ、外国から実施権許諾されたものであれ、技術変化に対する第一の動機として ① 原料の代替（4社）、② 現地の必要に対する製品改良（5社）、③ 新製品の導入（新技術開発〈3社〉）、④ 生産費の引下げ（1社）を挙げている。注目すべきことは、直接的・間接的動機として、これら企業によって展開されている製品・製造工程の改良、現地の必要に対する適応、原料の代替などの技術的営為が、基本設計能力を必要とする新製品の導入と絡めながら進められていることである。前者の技術的営為が積み重ねられていくことによって、インド企業の基本設計能力が飛躍的に発展する「経験の闕域」に達するからである。とはいえかかる域を出たインド企業は、今日の段階では例外であろう。

上記サンプル企業における新製品の生産状況に関する UNCTAD Report によると、表14からみられるように、1975～80年におけるサンプル

表14 サンプル企業の新製品生産と技術源泉（1975-80年）

新製品の技術源泉	非提携会社	技術提携会社	外資少数持株会社	外資系子会社	全サンプル企業
1. 実施権許諾契約	0	21	6	13	40
2. 内部開発	14	3	1	0	18
3. 設計の輸入	4	1	1	0	6
合計	18 (2.5)	25 (4.1)	8 (2.6)	13 (3.2)	64 (3.2)

（注）（ ）内は企業当たり新製品の平均数。

（資料） UNCTAD Report, p. 67.

46 S. Lal, *The New Multinationals, The Spread of Third World Enterprises*, John Wiley & Sons, 1983, pp. 53-55.

企業 20 社の新製品 64 品目のうち 40 品目が FC を通じて生産され、18 品目のみが企業内部の技術開発（基本設計能力の開発）の所産である。後者のうち14品目は基本設計の直接購入を通じて生産された 4 品目と共に、非提携会社によるものである。FC にもとづく 40 品目のうち 19 品目は外資少数持株会社と外資系子会社によるものであり、他は技術提携会社による。外資系子会社の場合、内部開発製品は皆無であり全く親会社の基本設計によっている。外資少数持株会社の場合には新製品 8 品目中、内部開発によるものはたった 1 品目に過ぎない。なお FC にもとづく新製品は、デジタル計数型数値制御工作機械、AC 交流誘導電動機、50 HP 3 相用位相計、高速高精度な機械にみられるような高度技術製品によって占められている（それでもデザイン年数〈製品の実用化後経過した年数〉はかなり古いものが多い。表15、参照）。これに対して非提携会社の場合には、⁴⁷ 大多数の新製品において技術集約度が低いといわれている。

上記サンプル企業（とりわけ FC 企業）における基本設計能力の開発を制約する要因について、UNCTAD Report は次の諸点を挙げている。① 技術の実施権許諾契約、② 関連・下請工業網の弱体さ、③ ユーザーの調達政策、④ 想像力に富む接近法の欠如。

①については、上記契約における様々な制限条項による（あるいは非公式な）

表15 サンプル企業へ移転されたデザイン年数

デザイン年数	技術提携会社	外資少数持株会社	外資系子会社	合計
1～5年	3 (12.5)	— (—)	2 (20.0)	5 (11.6)
6～8年	8 (33.3)	3 (33.3)	4 (40.0)	15 (34.9)
9年以上	13 (54.2)	6 (66.7)	4 (40.0)	23 (53.5)
外資提携件数 ¹⁾	24(100.0)	9(100.0)	10(100.0)	43(100.0)

(注) 1) 表13のB欄と不一致

(資料) UNCTAD Report, p. 53.

制約である。たとえば設計と原料明細書における変更の禁止，特許実施権許諾と共にその他の技術要素の一括移転にみられるような。これでは「技術の実施権許諾契約は，特定の設計青写真を生産に適用するための技術受⁴⁸入側の能力を改善」するのみである。なお外資少数持株会社や外資系子会社における R & D 投資の立ち遅れ（新製品の創出における内部開発努力の欠如），これら FC 企業の国内的技術関連（国内の R & D 機関やコンサルタント業のサービスの利用，国内下請企業との技術的交流などにみられる）の稀薄性は，⁴⁹輸入技術のインド化を促進して基本設計能力を開発するうえでの決定的障害である。

②インドにおける関連・下請工業網の全般的な発展の欠如が，技術進歩に対する重大な制約となる点について以上で繰り返し指摘してきたが，かかるネットワークの欠如の反面において大規模企業・事業集団における製品の多角化傾向が顕著にみられる。この傾向は多様で少量の周辺部品の生産や技術的に無関連な生産分野への蓄積フェンドの流用によって新技術開発投資を制限し，加えて「それは『実習による習熟』のために特定の製品設計に関する経験の蓄積を妨げる」⁵⁰。

③と④については，次のような問題が指摘されている。国営企業を含めて，インドにおける資本財のユーザー間で輸入財の選好傾向が強いこと。とりわけ世銀などの国際金融機関によって融資される国営企業プロジェクトの実施にさいして，政府声明とは逆に外国コンサルタント会社を主契約者として優先的に採用する慣行があること。⁵¹特定の製品設計への集中・固定化を妨げる国営企業におけるしばしばの経営方針の変更などのような。⁵²

48 *Ibid.*, p. 69.

49 *Ibid.*, p. 61.

50 *Ibid.*, p. 70.

51 *Ibid.*, p. 69. なおこの点については，Usha Menon, World Bank and Transfer of Technology, Cases of Indian Fertiliser Industry, *EPW*, Aug 23, 1980, p. 1442.

52 *UNCTAD Report*, p. 70.

b) インドの技術輸出と近代工業技術習熟の現段階

以上で考察されたように、比較的最新の輸入技術の吸収と適応の度合いから判断して、インドの技術発展の現状は、原材料・部品の輸入代替と質の改善、現地的必要に照応する製品・生産工程の改良（輸入デザイン・生産明細・製造方法のマージナルな修正）など、主として製造技術（know how）面での適応が支配的であって、基本設計（know why）水準では一部の例外を除いて全く輸入に依存している。

ところで1970年代に入ってインド経済にみられる新しい潮流は、様々な形態を通じたインド企業による工業技術輸出の活発化である。ターンキー・プラント輸出（工場施設一括請負輸出）は、中東産油国（リビア、アルジェリアを含む）を主たる輸出先として、アフリカ、南・東南アジアと地域的広がりを持っている。その主要プロジェクトは中東産油国における発電・配電施設を始めとして、セメント、織物・紡糸、製鋼、製紙・パルプ、機械・工作機械など多様な産野分野を包摂している。海外直接投資（インド企業の海外合弁企業）は、東南アジアとアフリカを中心として1970年代後半以降顕著に増大した。1982年3月末現在、465件の申請が受理され、このうち134件が操業中で、86件が設立準備過程にある。表16によって、操業中の海外合弁企業の産業分野について企業数・インド側の株式出資額構成比からみると、企業総数の65%、出資額の94%が製造業に属している。そして出資額の81%が、織物及び同関連製品を首位に、パーム油の精製、パルプ・製紙、軽機械の分野に投資されている。海外合弁企業の多くは、単純な設計能力と普及技術を具体化したその株式資本額が500万ルピー未満の中・小規模企業であり、そのうちほとんどが最適規模以下で操業しているといわれているが、ビルラー財閥直系企業であるグワリオール・レ

53 S. Lall, India, *World Development*, Vol. 12, No. 5・6, p. 541.

54 Indian Investment Centre, *Indian Joint Ventures Abroad, An Appraisal*, 1983, p. 8.

表16 インドの海外合弁企業 (1982年3月末現在)

(単位: 1000ルピー)

産業分野	企業数	インド側出資額
A. 製造業		
1. 軽機械	30 (22.4)	70,664 (15.3)
2. 織物・同関連	19 (14.2)	141,845 (30.6)
3. 化学、薬品	12 (9.0)	20,115 (4.3)
4. パーム油精製	9 (6.7)	83,610 (18.0)
5. 鉄鋼	5 (3.8)	15,477 (3.3)
6. パルプ・製紙	3 (2.2)	78,817 (17.0)
7. ガラス・同製品	3 (2.2)	6,061 (1.3)
8. 皮革・同製品	2 (1.5)	1,302 (0.3)
9. 食品	2 (1.5)	653 (0.2)
10. 商業用車	1 (0.7)	5,435 (1.2)
11. セメント	1 (0.7)	13,068 (2.8)
12. 製造業計	87 (64.9)	437,047 (94.3)
B. 製造業以外		
13. 商業	17 (12.7)	5,390 (1.2)
14. ホテル・レストラン	14 (10.5)	3,803 (0.8)
15. その他 ¹⁾	16 (11.9)	17,445 (3.8)
16. 製造業以外計	47 (35.1)	26,638 (5.7)
17. 合計	134(100.0)	463,685(100.0)

(注) ¹⁾ 建設、コンサルタント業を含む。

(資料) Indian Investment Centre, *Indian Joint Ventures Abroad, An Appraisal*, 1983, pp. 32-3.

ーヨン社が経営するタイ・レーヨン(タイ), インド・レーヨン(インドネシア), ターター財閥直系企業 TELCO の単一モデル(7.5トン)トラック組立て工場(TATAB, マレーシア)などの若干の海外合弁企業は、これら財閥直系企業に所属している自前の R & D 施設で適応・開発された技術⁵⁵によって設計された代表的企業として、注目に値する。

55 S. Lall, *The Emergence of Third World Multinationals: Indian Joint Ventures Overseas*, *World Development*, Vol. 10, No. 2, pp. 136-37. 国際比較の観点からインドの海外直接投資の特質を解明した論文として、絵所秀紀「イン

技術の実施権許諾を通じた技術輸出は、TELCO による商業用車の海外組立てライセンス供与（インドネシア，エジプト，UAE，ガイアナ），パジャージ・オート社によるスクーター（頭初イタリアから輸入された設計にもとづく）の海外組立てライセンス供与（台湾，インドネシア）から，特許の実施権許諾にわたる幾多の事例がみられる。⁵⁶ 後者に関する顕著な事例として，アマール・ダイ・ケミカルズ社によってアフリカ，ブラジルを始めとして多数の国に販売された反応染料の製造技術，ビハール・アロイ・スチール社によって適応・開発された合金鋼連続鑄造技術の西ドイツ製造業者（オリジナルな技術の実施権許諾をなした）への逆ライセンス，バボル・カナダ社（アメリカの多国籍企業バボル・コーポレーション社の子会社）に実施権許諾されたワンソン社によって開発された工業用貫流ボイラーなどが挙げられる。コンサルタント業は、「投資家と設備の供給者との間の直接的リンクを形成」し，そのタイプは産業別・プロセス別専門コンサルタントと，広範囲な技術（プロジェクトの全体的設計，建設，監督，操業開始を含む）を扱うことができる一般的エンジニアリング・コンサルタントとに大別できる。

表17 インドのコンサルタント・サービスの輸出
(単位：100万ルピー)

年 度	収 入	年 度	収 入
1970-71	10.0	1978-79	138.0
1974-75	12.6	1979-80	228.2
1975-76	39.4	1980-81	250.9
1976-77	75.5	1981-82	430.0
1977-78	94.7	1982-83	518.0

(資料) Indian Investment Centre, *Indian Economy At A Glance*, 1984, p. 26.

↘ 下海外直接投資の若干の特質——韓国・台湾との比較において——(I)(II) 『アジア経済』, 第26巻第4号, 5号, 1985年4月, 参照。

56 S. Lall, *Developing Countries as Exporters of Technology - A First Look at the Indian Experience*, The Macmillan Press LTD., 1982, pp. 45-6.

インドでは 100 社以上のコンサルタント業があるが、コンサルタント・サービスの輸出収入は 1970—71 年に僅か 1000 万ルピーに過ぎなかったが、70年代の後半以降急速に伸長して 1982—83 年には 5 億 1800 万ルピーに達した（表17, 参照）。

以上でみられたようにインドの産業技術は、製造工業技術を主体として様々なチャンネルを通じて、主として発展途上諸国に輸出されている。それは配電・製糖・単純金属製品などに具体化されている比較的単純な設計能力と普及技術を含む低水準の技術から、発電・化学製品・工作機械などに具体化されている高度な設計能力と現地の R & D の所産である近代的重化学工業技術へと、広範囲に渡っている。このような多様な工業技術輸出の潮流のうちには、独立後インドにおける徹底した輸入代替工業化政策に集約されていった産業・貿易・外資・技術政策の成果が結晶している。このような一連の経済政策を背景としてインドに蓄積されていった工業技術は、インド製機械設備・部品輸出の媒体として、1960年代後半以降の不況によって1970年代に入ると海外へと押し出されていった。

以上でなされたインドの技術輸出の動向と、前項での「輸入技術要素と現地的適応の現状」とに関する考察にもとづいて、次にインドにおける近代工業技術発展の今日的全般的水準について検討する。

S. ラルは技術習熟の継起的発展の諸段階を次の 3 つの段階に区分して、それぞれの段階における技術習熟の水準について考察している。I 階段（特定技術内での技術習熟）。小段階（i）単純に‘実習による習熟’→（ii）‘適応による習熟’。II 階段（有形技術の習熟—いくつかの機械自体が国内で生産される段階）。小段階（1）‘模倣による習熟’—ローカル企業が単純に外国のデザイン、青写真を模倣する→（ii）‘デザインによる習熟’—基礎的な科学・機械工学的原理を理解するまでに進歩し、機械を適応・変化・改良することができる。基本設計作業（修正を主とする）とずっと多くの経

験・研究・意図的技術的作業を必要とする。III 階段 (全体技術あるいは生産体系の習熟。技術習熟の最終段階)。「特定の機械を生産する能力から、その各々がそれ自身のサブ技術を有する様々な種類の機械、特定の必要に適合する全般的設計、プラントを機能させるのに必要なノウ・ハウで他を養成する力能を持って、機能的なプラントにおいて全体技術を再生する能力へと次第に変化する」。小段階 (i) ‘特定技術を具体化しているターンキー・プラントを輸出するための技術習熟’ → (ii) ‘完全に新しいプロセスと製品を技術革新のために習熟するサブ段階’。この最後のサブ段階は、大革新 (major innovation) とみなされるものであり、‘基礎的’な R & D を必要とする。⁵⁷

ついでラルは、技術習熟の3つの発展段階に対応する「技術輸出の潜在的可能性と性格」について、次の3段階に区分して考察している。I 階段 (初歩的技術習熟)。資本財を生産しない諸企業による直接投資と技術の実施権許諾。後者は「輸入されたプロセスに対してなされた特殊な改良を販売するために利用することができる」。II 階段 (中間的技術習熟)。「資本財産における直接投資と技術 (製造技術〈ノウ・ハウ〉を主とする——引用者) の実施権許諾。同様に生産技術のある部分の細目エンジニアリング、あるいはそれを実施するためのあるタイプのコンサルタント業輸出を生み出すことができる」。III 階段 (高度な技術習熟)。「最も広い意味における直接投資 (経営的ノウ・ハウと共に、基本・詳細設計、製造技術を含む全般的技術移転を伴う——引用者) と技術の実施権許諾、ターンキー活動、専門的あるいは一般的エンジニアリング・コンサルタント業 (経験された資本財技術の範囲に依存して) を生み出すことができる」。⁵⁸

そこで先に述べたように、第II章の2のaで考察した輸入技術への現地

57 *Ibid.*, pp. 66-7.

58 *Ibid.*, pp. 67-8.

的適応状況と本項でのインドの技術輸出の動向に関する考察とを上記の図式に当てはめて、インドの近代的工業技術発展の今日の全般的水準について概観すれば、次のようにいえよう。インドの比較的に技術集約的な先端的機械工業における大規模企業（*UNCTAD Report* では国営企業が支配的である）の大多数は、II 段階のサブ・ステージ (ii) の技術習熟段階にあり、若干の大規模企業が III 段階のサブ・ステージ (i) にある。ごく例外的に少数企業が III 段階のサブ・ステージ (ii) への移行（‘メジャー’な技術革新）に挑戦している。そしてそれぞれの技術習熟の発展段階に応じてインドの諸企業は、様々な形態でその段階において可能な技術的諸要素と、それらを具体化した資本財・中間財の輸出における「第三世界諸国のリーダー」として登場してきた。第三世界諸国に集中しているインドの技術輸出における比較優位は、近代的な標準・成熟技術の再生能力を第三世界諸国の社会・経済的あるいは自然的諸条件と必要に適應することにあるといわれているが、⁵⁹この点に関する詳しい検討は、今後の課題に残されている。

ところで以上でなされたインドの先端的機械工業における全般的な技術の発展状況に関する評価は、第二次世界大戦後における生産力の世界的発展段階を主導してきた近代的重化学工業の技術・生産体系を前提としている。近年先進諸国においてメカトロニクスの技術革新を軸に FA（ファクトリー・オートメーション）が、その中核システムをなす FMS（フレキシブル・マニュファクチャリング・システム）の発展を通じて急速に広がり、FMS は CAD/CAM（コンピューターによる設計・製造）と結合して、産業用ロボット、NC（数値制御）工作機械、放電・レーザー加工機などますます高度にシステム化した高性能・省力化産業機器の発展を促している。このように電子・機械工業における技術革新は、従来の重化学工業技術・生産体系を根本的に変革しつつある。徹底した輸入代替工業化政策のなかでインド

59 S. Lall, *The New Multinationals*, pp. 57-8.

で蓄積されてきた近代的重化学工業の標準・成熟技術は、先進諸国における技術革新の発展途上諸国(新興工業諸国〈NICs〉を中心とした)への漸進的な波及過程のなかで、陳腐化しつつある。

最近、ラジブ・ガンディー政権のもとで一層促進されているインド経済の内外自由化政策は、このような事態の進行に対応してハイテクノロジーの導入を促進してインド経済の活性化を計る試みであるが、本稿のむすびにおいて検討されているようにその前途は多難である。

c) 技術・産業政策の評価

独立後インドの輸入代替工業化政策は、機械工業の発展を核として、重化学工業における多様な前方・後方連関産業の発展をもたらした。しかし先進諸国「独占的大企業」の技術独占を基調とした外資提携のもとで、国際収支の悪化に集約されていくような歪みと諸問題をインドの産業構造のうちに刻み込んでいった。ここで主要な問題の一つは、インド・ベースでの関連・下請工業発展の困難と、インドの重化学工業化過程を主導する国营関連企業・財閥系列企業間における産業複合体(「構造内再生産形態」)の形成・発展であった。再三指摘してきたようにかかる産業構造の跛行的発展は、様々な仕方で近代工業技術への現地的適応と自主技術開発(新製品の基本設計能力の創出・発展)を阻害し、外国技術への従属的發展を永続化する。他の問題は、工業化過程の前進・高度化と共に「原料・部品の不足問題」を拡大再生産して、近代工業における生産能力の低操業状態(遊休化)へと導き60年代後半以降におけるインド工業発展の全般的停滯を生み出す主要な構造的要因となった、ということであった。

このような事態の進行のなかでインド政府は、1965年以降になると外資提携に関する選別強化と並んで、民間企業に対する生産・投資規制を緩和しつつ、他方で大規模企業・事業集団の関連・下請工業の育成策と絡めながら原材料・部品の輸入代替政策を推進していった。このような政策は、

表18 生産的利用総額に占めるインド製原料・部品の割合 (%)

	1974-75	1975-76	1976-77	1977-78
1. 自動車・同付属部品	79.3	80.4	81.8	83.5
2. セメント	97.2	98.0	98.6	98.3
3. 化学製品・石油化学製品	85.9	83.3	88.5	83.6
4. 電気設備	82.7	82.5	80.4	78.6
5. 食品 (砂糖以外)	96.2	97.4	97.9	84.0
6. ガラス・陶器	90.0	86.3	86.3	88.2
7. 機械製作	80.0	75.2	76.6	76.8
8. 非鉄金属製品	89.5	87.4	86.8	86.1
9. 鉄製品	90.4	91.6	91.8	92.6
10. パルプ、製紙・紙製品	96.8	97.0	95.8	94.1
11. ゴム・ゴム製品	95.3	94.0	95.4	93.8
12. 綿織物	91.5	92.7	93.4	82.0
13. その他	92.5	95.2	93.8	93.4
14. 計	87.8	86.9	88.3	85.0

(資料) N. J. Jhaveri & L. Bhagirathi, Net Foreign Exchange Earnings from Export of Industrial Manufacture, 1974-75 to 1977-78, *EPW*, Vol. XIV, No. 23, Jun. 1979, p. 972.

多様な完成資本財の生産と共に原材料・部品の国内自給率(表18, 参照)を飛躍的に高め、同時に近代的重化学工業における標準・成熟的技術の吸収・適応を促進して、当該工業部門における特定の必要に適合する全般的設計能力の開発を促していった。70年代に出現してきた様々な形態における技術輸出の動向は、輸入代替工業化政策のもとにおける多様な資本財産業の発展と技術の蓄積を反映している。

しかし反面インドの輸入代替工業化政策のうちには、インドの技術進歩と経済成長を抑制する矛盾を孕んでいった。工業生産を国内市場向けに偏向させていった貿易・関税政策は、世界市場での競争からインド工業を遮断するなかで、インドにおける工業製品価格体系の歪み、非効率的な国内資源配分、近代的工業製品の高費用生産構造を定着させていった。MRT-PAのもとでの「独占」の成長規制は、一定の計画的生産目標枠の内では

あれ産業認可の多発を通じて(狭隘な近代的工業製品市場のもとで)、生産規模の非経済性(生産の非効率性)、投資効率の低下(近代的生産能力の低操業状態のもとで)と資本蓄積条件の悪化とに導いた。この事情は大規模企業・事業集団をして、それに対する特定生産部門における成長を抑制する産業認可規制と相俟って、製品の多角化→「構造内再生産形態」の発展に導く。加えて産業認可政策による特定の認可交付諸企業に対する生産総量の規制は、近代工業製品の寡占の小規模生産構造と売手市場を創出した。このような事態は、言うまでもなくインドの近代工業における成長と技術進歩を抑制する。

独立後インド政府が一貫して追求してきた内向き(国内市場指向)の輸入代替工業化政策のうちには、このような負の側面を孕んでいたのである。1970年代の後半以降産業認可規制が一層緩和され、同時に輸出主導のもとで輸入代替工業化を促進する方向に経済政策が転換していったのは、輸出の拡大によって生産規模を拡大(規模の経済性を実現、同時に近代生産能力の低操業状態を解消)し、近代生産能力の効率的利用を通じて資本蓄積条件を改善し、経済成長を促進することを狙いとしていた。近年先進諸国におけるハイテク・イノベーションの進行と発展途上諸国への波及過程のうちにあって、インドの経済政策は、経済成長と大衆貧困の解消という問題を同時に解決する困難な課題に直面している。

む す び—経済自由化政策への転換と諸問題

以上でみられたように、最近における経済自由化の推進動機は、独立後の一貫した輸入代替工業化政策がインド経済のうちにビルトインしていった経済成長抑制構造(その結果である非効率・高費用生産構造)を輸出に主導され世界市場における競争によって強制される効率的な生産構造へと転

換していくことによって、インド工業の現代化（技術発展と経済成長）を達成しようとするところにある。欧米・日本などの先進諸国におけるハイテク・イノベーションの進行と NICs を始めとして発展途上諸国への漸進的な波及が、インドの経済自由化と外国資本（多国籍企業）に対する門戸開放政策に大きな影響を与えていることも否定できない。しかし問題は、果たしてインド経済・産業にかかる政策転換への適応力が十分に備わっているのであろうか、ということである。

まず第一に輸出主導の経済成長路線への経済政策の転換は、国内の非効率率・高費用生産構造の是正を前提とする。そのためには高率関税の引き下げ、輸入割当て・規制、産業認可規制の大幅緩和によって輸出入実効レートのギャップを縮め、国内市場向け生産のバイアスを是正する必要がある。保護された売手市場で生産性に見合わない高利潤を得てきたインドの多数の個別企業が、どこまでかかる自由化政策に対応し切れるのであろうか。自由化政策の推進動機はともあれ、第 I 章の 1 の b（1970年代後半以降の貿易政策 ① 輸入の自由化の箇所、26-7ページ参照）で指摘したように、外向的工業化政策への転換には慎重たらざるをえない。

第二にインド工業の輸出能力の問題がある。長年保護された国内市場向生産を指向してきたインド工業は、輸出指向性に極めて乏しい。表19からみられるように、ほとんどの工業部門における輸出／産出高比率は、3～4%程度にとどまっている。さらに国際レベルをかなり上回る国内資源コストのもとで、表20のように70年代のはじめ頃インドの機械工業製品の輸出価格は国内価格を相当に下回っており、輸出インセンティブのない場合には大幅な出血輸出となっているが、輸出インセンティブの付く場合でもそうである企業が存在しているのが目立っている（機械・運輸設備の輸出は、化学製品のそれと共に、70年代の後半になって輸出額の20～30%という一層高率の輸出インセンティブを与えられてきたことを考慮すれば〈M. wolf, 脚注1, 参照〉、

表19 製品別インドの輸出額/生産額比率 (%)

製 品	輸 出 額 生 産 額		
	1970	1973	1976
1. 化 学 製 品	2.6	2.1	2.7
2. 機 械 (電気を除く)	2.5	3.1	3.4
3. 電 気 機 械	2.3	2.1	3.7
4. 運 輸 設 備	3.5	3.2	7.3
5. 金 属 製 品	5.9	4.3	13.1
6. 基 礎 金 属	8.3	3.2	14.6
7. 鉄 鉱 石	65.3	59.6	53.5
8. 茶	47.6	40.2	52.5
9. コ ー ヒ ー	40.6	81.4	54.5
10. タ バ コ	12.9	15.4	13.6

(資料) M. Wolf, *op.cit.*, p. 49.

表20 機械工業製品輸出の収益性 (1970年代はじめ) (%)

輸 出 品	輸出価格/ 国内価格	輸出利潤/ 国内販売利潤 (輸出インセン ティブ なし)	輸出利潤/ 国内販売利潤 (輸出インセン ティブ付)
1. 織物機械	120	0	120
2. 商業用車	60-65	—	—
3. トラクター	—	—	—
4. 鍛造用ダイ	60 to 70	-350	-60 to 145
5. 鉄鋼鑄造品	70 to 80	-400 to -230	-33 to 200
6. 工作機械	70 to 80	-150 to -50	-75 to 40
7. 切削工具	50	赤字	赤字
8. 電気設備	50 to 80	赤字	僅少

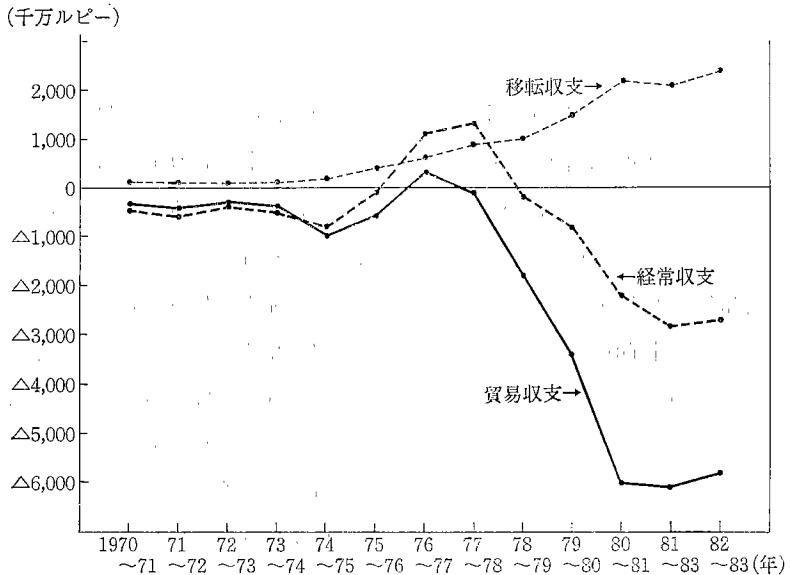
(資料) M. Wolf, *Ibid.*, p. 122.

70年代を通じて事態が大きく改善されたとは思われない。今後における輸出促進政策が輸出促進関係の支出増を招来していけば、食糧補助金その他の非生産的なその増大傾向のなかで、財政赤字の増大を通じてインドのような供給の弾力性が乏しい経済においてはインフレーションを加速し、輸出

インセンティブ・競争力を低下させていくであろう。

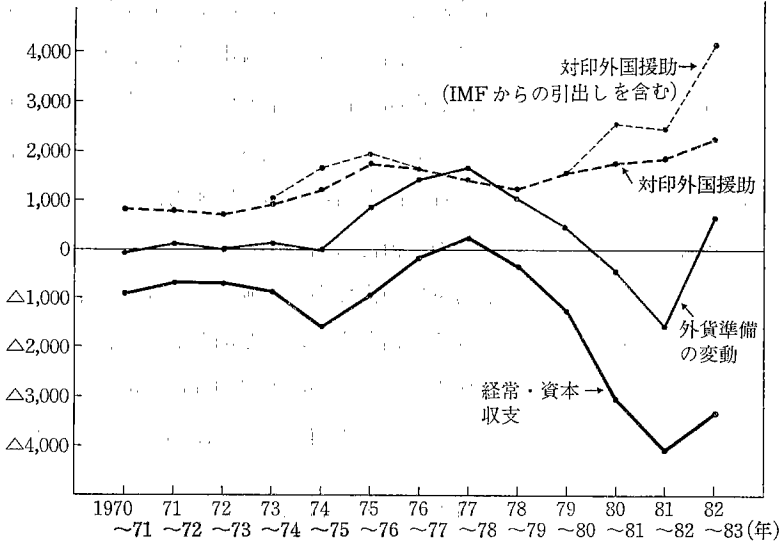
第三に先進諸国から高度な技術を具体化した機械設備や部品・中間生産財の輸入を自由化して、生産効率の高い大規模な輸出産業の育成を目指す政策の成否は、世界市場における製品の質と価格の両面での先進諸国多国籍企業との激しい競争に耐え抜けるかどうかにか懸っている。この競争における主導権の掌握が詰るところ近代的な新製品の創出能力に裏付けされた生産技術的優位にある限り、この技術能力面で決定的に多国籍企業に依存しているインド企業の絶対的劣位は明白である。両者の技術的ギャップが拡大しつつある今日、かかる輸入自由化政策がなし崩し的に進行して行けば、早晚貿易収支ギャップの拡大によって外国の対印経済援助への依存を深めていくであろう。しかしこのような方向は、先進諸国の巨額の財政赤

図1 インドの貿易・経常・移転収支の動向



(資料) *Economic Survey*, 1975-76, pp.100-1, p.104; 1978-80, pp.125-26; 1983-84, pp.138-40; 1984-85, pp.154-56.

図2 外国援助と外貨準備でカバーされる国際収支赤字
(千万ルピー)



(資料) 図1と同じ。

字と OPEC 諸国の原油輸出収入の大幅な減少とによるこれら対印主要援助供与国の対外援助能力の低下によって、大いに制約されている。1977—78年以降における輸入自由化の推進は、図1と図2からみられるように、1979年の第二次オイルショック以降の世界同時不況下におけるインドの全般的輸出停滞と重なりながら大幅な貿易収支の赤字を生みだし、80年代に入って中東産油国からの移転収入（主として中東出稼ぎ送金による）の頭打ちと先進諸国の対印援助の制約とによって急激な外貨準備高の減少（IMFからの所要外貨の引出し）を結果した。このような事態の進行を背景として「第七次五カ年計画（1985—90年）を通じて対外債務償還義務は、近年締結された商業借款を含む対外債務の一層厳しい平均的諸条件、IMFへの債務償還、譲歩的援助の流れの大幅な減退によって一段と鋭く増大するであろう」と予想されている。

第四に最近の輸入自由化政策は、多国籍企業からの現代的技術の導入（移転）と現地的吸収・適応によるインド工業の現代化を目的としている。現代的技術の導入は外資提携を通じて促進されているが、この両者（技術移転と現地的吸収・適応）の間には大きな断層がある。とりわけ現代的技術の移転によって設立された外資提携企業（外資少数持株の合弁会社が主）に対して、その生産物の輸出を義務付ける政策は、技術協定の締結にさいして多国籍企業側に主導的地位を与えることによって、提携インド企業に対して移転技術の現地的吸収・適応を通じた新技術開発能力の発展を著しく困難にしている。たとえば電子工業部品の生産に関する技術協定において多国籍企業による輸出パフォーマンスの保証は、そのパートナーであるインド国営企業が前者によって供給される機械設備の部品・素材および生産明細書（製造技術）を利用するかどうかによるとされている⁶¹。このような協定によって設立されるインドの電子工業企業は、多国籍企業の親会社の世界経営戦略とその R & D 投資とによって創出された新製品の基本設計にもとづく電子工業部品の下請加工工場に過ぎない。しかも素材から製造技術面においても多国籍企業に依存しているから、インド企業の自主的な技術開発能力はもとより適応技術能力の発展さえも著しく制約されている。

第五は国内の産業的調整の問題である。最近のインド工業の現代化政策のもとで、インド製特殊機械に装備される高性能部品要素の輸入が増大し、既存の電子工業部品メーカーの間に約50%と推定される設備の遊休が生じたといわれている⁶²。このように輸入の自由化政策が外資提携の発展と絡み合いながら、機械組立て親企業あるいはインド製機械のユーザー産業

60 *The Economic Times*, Seventh Five Year Plan, Assault on Poverty, Nov. 11, 1985.

61 I. S. Gulati, Swaraj K. Bansal, Export obligation; Technology transfer and foreign collaboration, *EPW*, Special No., Oct. 1980, p. 1851.

62 *Ibid.*, p. 1849.

における生産・製品の現代化を急速に促していく限り、それは直接・間接的にかかる対応に立ち遅れる多数の工業企業における機械設備の陳腐化を促進し、それが輸出と生産拡大にうまくリンクされて国内的産業調整がスムーズに進行しない限り、組織的工業部門の失業問題を悪化して社会的・政治的不安を醸成するであろう。しかしインドの輸出拡大の可能性は世界経済の動向と、とりわけインド製工業製品の主要な市場である発展途上諸国の経済状況・政策に依存しており、これらの外的諸条件がすべて今後インドにとって好都合に改善されていくという保証は存在しない。⁶³

63 本稿では十分に触れられなかった経済自由化をめぐる諸問題について、古賀正則「転換期のインド経済——自由化と地域協力——」『国際問題』No. 304, 1985年7月, 43-50ページを合わせ参照。